
知の市場第 16 回年次大会
化学生物総合管理学会・社会技術革新学会
春季討論集会(2025)
経済安全保障特集

予稿集

- 開催日 : 2025年2月28日(金)
- 会場 : オンライン開催 (Zoom meeting)

化学生物総合管理学会
社会技術革新学会
知の市場

知の市場年次大会

化学生物総合管理学会・社会技術革新学会

春季討論集会

日時：2025年2月28日(金) 19:00~23:00

会場：オンライン開催 (Zoom meeting)

徹底討論：強化が進む経済安全保障を巡り産業現場で何が起きているのか(その2)

昨年取り上げた事件は検察の控訴により未だに終結せず、他の冤罪事件も明るみに出る中、当事者の苦悩と困惑は続いている。その後の展開を検証しつつ、そこから見える問題点や懸念事項などを、多彩な経験を持つ参加者が多様な視点から論じ尽す。問題提起を契機にフロアからの発言も得て自由闊達に意見交換する。

座談会参加者 大川原正明 (事件当事者:大川原化工機(株)社長、社会技術革新学会会員)
山口真人 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)
勾坂行男 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)
井上知行 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)
見坊直哉 (化学生物総合管理学会会員、知の市場事務局長)
安藤徳一 (化学生物総合管理学会会員、知の市場参加者)
司会進行 増田 優 (化学生物総合管理学会・社会技術革新学会会員、知の市場講師)

《参加方法》

★参加資格:学会の会員以外の方の参加も大歓迎です。

★参加登録:事前登録制です。参加希望の方は、①参加者氏名(フリガナ)、②所属(勤務先等)を明記のうえ、2025年2月21日までにE-mail (kagakus * cbims.net) 宛てにお申し込み下さい。
なお、定員に達し次第、締め切りますので、お早めにお申し込みください。

★参加費

学会員の方:参加は無料です。

非会員の方:参加費は1,000円です。以下の口座に、2025年2月21日までに振込み下さい。この期日までに振込みが確認できなかった場合には、参加登録は自動的に取り消しになります。

みずほ銀行飯田橋支店、普通口座 2329303、口座名 特定非営利活動法人 化学生物総合管理学会

※1 振込の際は、必ず参加者カナ氏名を振込み人名義として下さい。振込手数料はご負担下さい。

※2 出欠にかかわらず、一度振り込まれた参加費の返金はありませんので、予めご了承ください。

※3 領収書は発行いたしませんので、振込時のご利用明細票をご活用ください。

★参加証:振込の確認ができたのち、開催日前日までに、登録いただいたメールアドレス宛にメールにてお送りいたします。参加証にてオンラインの開催に参加するために必要な情報(Zoomに接続するための情報)のご案内をいたします。

化学生物総合管理学会 社会技術革新学会

連絡先:(E-mail) kagakus * cbims.net (*を@に直して送信して下さい)

第16回知の市場年次大会
化学生物総合管理学会・社会技術革新学会
春季討論集会(2025)

■ プログラム ■

2025年2月28日(金)

時間

19:00～19:20 開会挨拶

明治維新から第二次世界大戦まで77年が、そして第二次世界大戦から今日まで同じ77年が経過して、一つの節目の時を迎えた。その間、日本の企業・産業・経済・社会は劇的な変貌を遂げ、人々の人生も日々の生活も激変したが、それは一様な流れであったわけではない。それぞれの期間の前半では先行する欧米諸国を追いつつ高い成長を成し遂げ、大正デモクラシーを謳歌したり経済大国ともて囃されたりするまでになった。一方で後半の期間では大恐慌や東西冷戦の終結などといった世界的な大変動に見舞われるとともに関東大震災や東日本大震災などに直撃され困難と停滞を余儀なくされた。そうした中で戦禍に転落してしまった先の77年の轍を再び踏まないためにも、今や第二次世界大戦の戦後ではなく第三次世界大戦の戦前であるとの不吉な声に負けないためにも、後の77年とりわけ後半の30-40年の世界と日本の姿を多様な視点から改めて省みつつ常識というドグマを排して自由闊達に意見を戦わせて今後のあり様に思いを致すことが重要ではないだろうか。昨年は、今日の大きな課題である経済安全保障に関し産業現場で起きている具体的な事例を取り上げつつ、経済安全保障の多面的な側面を論じたが、今年は引き続き、指摘された負の側面の解消はどうなったのか議論する。

増田 優
化学生物総合管理学会会長
社会技術革新学会会長
知の市場会長

19:20～23:00 座談会

強化が進む経済安全保障を巡り産業現場で何が起きているのか(その2)
—当事者の苦悩と困惑が示した課題を確認し競争力への影響を検証—

過去30有余年間のグローバル化の進展で安全保障環境が激変する中で経済安全保障に対する関心が急速に高まり、日本においても、近年、特許法や外為法(外国為替及び外国貿易法)が見直され、機微な技術や製品に係わる管理が強化され、産業貿易活動に少なからぬ影響をもたらしている。そうした中で、公安・警察により噴霧乾燥機の輸出が外為法に違反するとの提起がなされ、1年に及ぶ事情聴取の後に自宅捜索が行われ製造輸出企業多くの書類・資料が押収されるとともに、社長を含む幹部社員3名が逮捕され1年に渡り拘留されて外部との交流が断たれたうえで起訴された。しかし企業が積み重ねた科学的立証に基づく反論の前に訴訟維持が困難と判断したためか検察が裁判の冒頭に起訴を取り消したために裁判は何事も無かったかのように結審した。その後、社長らが国と東京都に損害賠償を求めた民事訴訟では、事件を担当した現職警察官が「捏造」だったと証言するなど異例の展開の後、検察に厳しい判決が下された。これを踏まえ昨年の春季討論集会で多様な観点からこの事件を論議した。これを「冤罪」の問題として捉えれば、①警察・検察の捜査・起訴のどこに問題があったのか、何故それは避けられなかったのか、②警察・検察と外為法の所管省で有権解釈を有する経済産業省とのどちらにより多くの責任があるのか、③長期の拘留に合理性・妥当性はあるのか、その決定の責任は検察にあるのか裁判所にあるのか、④これらに対して誰がその責任を問われるべきか、それは個人か組織か、⑤損害賠償に含まれるのはどの範囲か、企業が倒産したら誰が責任を取り賠償するのか、⑥……などなど多くの点を論じた。加えて、これを国際的な合意に基づく国内制度の制定と運用などにかかわるもっと深遠で広範な問題として捉え、国際合意を、①適確に理解できているのか、②正確に翻訳できているのか、③適切に国内制度に反映できているのか、④充分に反映した運用になっているのか、そして、⑤国内制度を遵守すれば国際合意を順守していることは保証されるのか、⑥透明性や予見可能性は充分に確保されているのか、⑦これらを達成するにたる必要十分な人材や情報は確保できているのか、⑧……などなど多くの点を論じた。さらに貿易管理を国際競争力を維持・強化するための制度として捉え、①そもそも特許管理や貿易管理といった受動的・防衛的(Passive)な方法は国際競争力の維持向上にどれ程有効なのか、所詮、一時しのぎに過ぎないのではないか、②人々にとって無くてはならない魅力ある商品・事業を構築し続けるといった能動的・積極的(Active)な方法こそが有効なのではないか、③Passiveな制度の増加とその過剰なまでに厳格な運用は諸活動の阻害要因になるのではないか、④制度と運用の透明性の欠如と予見可能性の欠落は諸活動の委縮やイノベーションの停滞をもたらすのではないか、⑤制度と運用における国際整合性の不足は活動の海外展開を遅らせ負の効果が大いなのではないか、⑥そして事前のコンサルテーションと異なり事後の取り締まりという手法は機微な技術や製品の管理というそもそもの目的に有効性が乏しい割に弊害が大いなのではないか、⑦……などなど多くの点を論じた。その後、民事訴訟の判決において厳しい指摘を受けた検察は判決を不服として控訴したが、検察(被告)の控訴理由は如何なるものでありその論拠はなんなのか、それに対する原告の反論などを確認したうえで、昨年の春季討論集会での議論を踏まえつつ検察の主張と原告の主張を検証するべく、問題提起を契機にフロアからの発言も得て自由闊達に意見交換する。

座談会参加者

大川原正明

事件当事者
大川原化工機(株)社長
社会技術革新学会会員

山口真人

社会技術革新学会会員、知の市場講師

勾坂行男

社会技術革新学会会員、知の市場講師

井上知行

社会技術革新学会会員、知の市場講師

見坊直哉

化学生物総合管理学会会員、知の市場事務局長

安藤徳一

化学生物総合管理学会会員、知の市場参加者

司会進行

増田 優

化学生物総合管理学会・社会技術革新学会会員
知の市場講師

題名、発表順は都合により変更になる場合があります。

プログラム詳細は、化学生物総合管理学会 (<http://www.cbims.net/>) または社会技術革新学会 (<http://s-innovation.org/>) のホームページを参照して下さい。

■ 資料目次 ■

1. 座談会資料

1) 概要

人質司法と取調べの可視化 -----1

—外為法違反事件の対応の経験から—

大川原正明 (大川原化工機株式会社社長、社会技術革新学会会員)

(発表補助資料) 外為法冤罪事件と経済安全保障—日本の人質司法-----8

2) 論点

強化が進む経済安全保障を巡り現場で何が起きているのか(その2) -----27

大川原正明 (事件当事者：大川原化工機(株)社長、
社会技術革新学会会員)

根本源太郎 (大川原化工機(株))

山口真人 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)

勾坂行男 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)

井上知行 (社会技術革新学会会員、知の市場講師)

見坊直哉 (化学生物総合管理学会会員、知の市場事務局長)

安藤徳一 (化学生物総合管理学会会員、知の市場参加者)

司会進行 増田 優 (化学生物総合管理学会・社会技術革新学会会員
知の市場講師)

2. 参考資料

【参考資料1】春季討論集会(2024)予稿集から転載 -----37

化学装置製造者の安全保障貿易管理対応

—外為法違反事件の対応の経験から—

(発表補助資料) 外為法冤罪事件と人質司法の実態-----49

【参考資料2】知の市場の受講への誘い -----72

公開講座「知の市場」の機関別開講科目一覧(2025年度)

■ 座談会資料:1. 概要 ■

人質司法と取調の可視化

—外為法違反事件の対応の経験から—

2025年2月28日

大川原正明

大川原化工機株式会社社長

社会技術革新学会会員

1. はじめに
2. 化学装置と外国為替・外国貿易法の関係
3. 国際的合意事項と日本の法律との相違
4. 事件の事例
5. 対応のまとめ
6. 経済安全保障について
 - 6.1 経済安全保障の考え方について
 - 6.2 経済安全保障に貢献するとは
7. 事件に関する現在の状況
8. 人質司法について
9. 取り調べの可視化、弁護士の立会
10. まとめ

(発表補助資料) 外為法冤罪事件と経済安全保障—日本の人質司法—

1. はじめに

化学装置製造者の当社は安全貿易管理（外為法）違反として、2018 年強制捜査、任意事情聴取、2020 年 3 月に 3 人が逮捕再捜査、拘留・警察取調検事取調・起訴、保釈申請棄却、東京拘置所での長期拘留、2021 年 2 月の保釈決定直後に病気で拘留停止中の A 氏が死亡、そして 2021 年 8 月の公判直前の起訴取消申請の結果、この呪縛から解放された。その後国家賠償訴訟を通じて、人質司法と取調の可視化の不可思議な実態を明らかにせざるを得ないことになっている。前回の報告を簡単に振り返り、その後人質司法と取調の可視化について考えてみたい。

2. 化学装置と外国為替・外国貿易法の関係

外為法第一条には、“この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする”とある。またガイドラインには“安全保障貿易管理の目的には、我が国を含む国際的な平和及び安全を維持すること、並びに懸念取引等に自社が巻き込まれるリスクを回避することが目的です。”と書かれている。

しかしながら、日本の場合、規制対象の装置の名前と仕様がきっちりと規定されていないことと、“おそれ”“可能性”を否定するためにはこちらが反論できる証拠を作らない限り、いつ対象とされるかがわからない状況であり、あえて言えばすべて種類・規模の化学装置が対象となり得ると考えなくてはならない。

加えて、経済産業省の“法令適用事前確認手続き”に基づいて照会をしても、機器や技術の該非判断、キャッチオール先でないかの調査、申請の要否は当該輸出企業の仕事でありかつ責任であり、経済産業省としては判断はしないとしている。そしてこの状況は現在も変わっていない。

3. 国際的合意事項と日本の法律との相違

経済産業省及び裁判所の判断としては、国際的合意事項（国際連合安全保障理事会の 1540 決議によって全員一致で承認された内容に基づく Common Control List Handbooks（以下、化学生物兵器の規制を担当する AG (Australia Group)

によるものは AGCCL と呼ぶ) が作られている) について、尊重はするが法律を決めるのはそれぞれの国であって、さらに上乗せ規制することとその法律の解釈については、主管官庁（経済産業省）が行うことである、とされた。なお、化学生物兵器の規制を担当する AG の場合、当方が調査した 22 か国は、全て、AG の規制と同じか直訳をしている。

残念ながら、日本においては、自分たちで、一步一步確認して、進めるしか、方法はないと言える。

4. 事件の事例

今回は、まともに戦ったら、負けて有罪とされていた事例であり、過去には”セイン企業事件”として同様なことがあり、最高裁まで行って敗訴した。ではどういうことであったのか。詳細は前回記載したとおりである。

反論も、相手の手筋を読んで徐々に詰めていく手法が良いことを改めて学んだ。

5. 対応のまとめ

戦いはできるだけ避けることが望ましいので、自分たちは完全に該当しないと思っても、リストに挙げられているもの（物質・機器等）は、許可申請の打診をするのが無難である。そして、申請不要と言われるまで申請することである。申請業務を繰り返すことによって、このような事件を減じることができる。

もし、公安警察の事件とされたら、99%の有罪が普通であると覚悟し、対応を考える必要があり、有力な弁護士と一緒に対処することである。

6. 経済安全保障について

6.1 経済安全保障の考え方について

日本は憲法第9条により“・・・国際平和を誠実に希求し、（・・・）国際紛争を解決する手段としては、武力の威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。”としている。そしてその中で世界の中で尊重される国になるとされている。そして、少資源、少エネルギー源、自然災害も多い国でありながら、そのことを実現するために、ものづくり、技術立国、貿易立国を目指してきた。

そして1980年代後半にはGDPで世界2位になり、対外援助や有償無償の円借款で発展途上国を支えてきた。しかし現在は、GDPで米国に差をつけられ、2010年代に中国に抜かれ、2023年にはドイツに抜かれ4位となり、すぐ後ろにはイ

ンドが迫っている。さらに、人口の減少は避けられなく半減や2/3を覚悟しなければならず、また、最近では貿易収支が赤字となり、貿易外収支の上昇で何とか対外収支は黒字を保っている状態であり、紛争を解決、または避ける手段としての経済力の立て直し、経済安全保障力の増強が叫ばれるようになったと理解している。特に中国の工業力の台頭が著しいことが主因であろう。

6.2 経済安全保障に貢献するとは

経済安全保障の増強についてみると、半導体や半導体材料・電子部材の技術についての備えを声高に叫び、日本の技術流出の脅威を言い、外為法の機能強化？を言っている人たちがいる。日本の優れた技術とは、どういうことだろうか。技術・技能の本質を理解しているのだろうか？

特許の出願件数、製造能力数量では世界でトップになってきている中国、科学系ノーベル賞やIT産業では群を抜いている米国、製造業で確実な力を持っているドイツ、人口で最大のインド、これらの中で、“経済”を強くする一つの重要なことが“技術力”であると考えれば、果たして、技術の中の製造技術・量産技術に限ってよいのだろうか？ もちろん、最小限、またはある程度の力は割いていかなければならないことは当然である。

しかしながら、どこに重点を置いて進めていくかの再考を促したい。特に先端技術、基礎技術についてである。基礎技術は主に大学や公設の研究機関と大企業の一部が担っているが、先端技術、いわゆる世界と競争できる技術は、この人たちに加えて、技術系ベンチャー企業や中小企業が担っている。この先端技術を強めなければ、やがてボリュームの大きい国に一般技術や経済力の分野で抜かれてしまう。先端技術の競争は世界を相手にしなければならない。相手を選んでいたら遅れることがある。特許の世界、学術論文の世界が最も顕著であり、世界中に公表されるし評価される。先端技術の分野でも同じであり、特許は公開される。しかしながら、実用化技術はそれに加えて、経験や技能の割合が多く、また、周辺技術や支援技術の整備状況も大きい。現在実用化技術（代表的には自動車）分野で、ドイツと日本が進んでいるとの状況がその表れと言える。

現在ドイツはEU圏という日本の数倍の市場規模で、自由に経済活動をしており、さらに貿易も盛んである。それに対し日本は小さな経済圏であり、輸出を通じてしか経済範囲を広げる手段がない。その日本は、最小限の貿易管理の下での貿易を保証（貿易管理法の第一条には、最小限の規制で貿易の振興をはかると記してある）しないと、技術開発力が限定され世界での技術競争に勝てなくなるのではないか。即ち、開発・研究の原資をどこからいただいているかである。国内の企業や国民からいただくのか？海外を含め広くいただくかである。

残念ながら、昨今の化学工学会、機械工学会、粉体工学会などの集まりでは産学の研究・開発者のボヤキが聞かれる。

現政権（岸田首相）が、“経済、経済、経済”と経済力を高め、豊かになり、さらに他国への働きかけができるように願うのであれば、ぜひ、こちらの方面の検討をすべきである。

7. 事件に関する現在の状況

高裁の公判において、3人の現職警官の内1人によって“上司の欲によって事件が作られた”との証言がされた。これについて警視庁は、地裁の2人と合わせて3人は反乱分子との烙印を押しした意見書を出してきている。2025年5月28日の判決が待たれる。

一方、2024年3月に刑事告訴した3名の警察官は11月に送検され、1月には不起訴とされ、現在検察審査会に申し立てを行っている。

8. 人質司法について

2024年3月からの約1年の間に、9月26日袴田事件の再審無罪判決があり、プレサンス事件の山岸氏や角川歴彦氏らが逮捕勾留の異常性について裁判を起こしている。

昨年も述べたことではあるが、傷害や危害を与え続けることがない人に対し、身体拘束を続ける国は世界でもまれである。安易な逮捕勾留は世界の恥と言える。ちなみに、外人記者クラブで会見を行ったときに、カルロスゴーン氏の逃走劇についての反応を聞くと、どの記者も拍手喝采との返答であった。

日本の刑事訴訟法に”罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは…逮捕できる。“とあり、相当な理由との定義がないので、なんでも逮捕できるのが実情である。そもそも犯罪を起こさないようにその抑止策として法律があり罰則があるはずであるのに、罰すること、特に身体的に拘束し、精神的に追い詰め、罪を認めなければ拘束し続けるのが現状である。これでは冤罪はなくなるならない。

江戸時代から続く警察と検察と裁判官の役割を同じ人がすることを、戦後も変わりなく続けていると世界からはみなされている。他の人を傷つけるとか、被害を出し続ける人を拘束することはやむを得ないことであるが、政治家や一般の人を拘束することは不要なことである（欧米等の例が示すとおりである）。政治家は選挙で選べばよいし、商法や金融法などの違反者の罰則は罰金や損害補償で行えばよい。マスコミを初めメディアに公表されれば悪事は続けられる

ことはなくなる。見せしめ（とにかく逮捕）で悪事をなくすることを優先すれば、隠れて行う悪事が増えるだけになるし、捏造や冤罪はなくなる。自白優先の現在の日本の司法はかの国と同様である。

9. 取り調べの可視化、弁護士の立会

韓国ドラマや米国ドラマを見ると、警察や検察の取調には、容疑者と一緒に弁護人が付いている。望ましくは弁護人が付いていることであるが、任意の取調ではそこまでではなくても録音録画やメモの自由を保障されるべきである。

今回の国賠裁判の一审の判決は、任意の取調時および検察の聴取時に隠れて録音した音声が決め手となってこちらの主張が認められたケースであり、法的にも録音することに罰則規定はない。国会でも、お願いしているだけで禁止しているのではないとの答弁である。

しかし、警察も検察も録音やメモをさせないのが現状であるし、マスコミもほとんど広報していない。警察検察に有利な証拠のみ、調書などの形で、裁判所に提出され、裁判が行われることになる。

また、刑事裁判に使われた証拠書類などを国賠裁判などの民事裁判には使うことができないという、何ともおかしな仕組みがあることを知った。国賠訴訟はこちらが新たな証拠を見つけるしか勝てないのである。

さらに、明らかに違法なことがない限り、警察検察は何をしても国家賠償法の対象にはならないと公務員法に書いてあるとのことである。

10. まとめ

国賠裁判の状況としては、当方の主張は変わっていないが、経産省と警察との間の捜査メモを提出したこと、さらに現役警官の一人が”立件するような事件はなかった”との証言を高裁でもされたことが追加された事項である。一方都側は、感情的な表現で“”捜査批判をした3人は他の捜査員と人間関係が悪く、「それぞれの不満が相互に共有され、伝聞や推測が語られた」と証言の信用性を否定した。また、”会社側の主張は、一部の捜査員らの思い込みによる筋書きを借用した「壮大な虚構だ」と反論している。

しかしながら、すでに新聞テレビで取り上げられているように、無理やり該当とさせる捜査メモや、事件の振り返りのアンケート（捜査員）の破棄、事件化する前の捜査員らの議論の音声、そして、法廷での証言、都の反論が非論理的で感情的な点を踏まえれば、警察、検察に自浄作用は期待できないし、冤罪はなくなるばかりか、警察・検察への国民の信頼が揺らぐことになりそう

である。

当方（会社、社員、当事者と代理人である弁護士）としては、高裁裁判に期待するとともに、国会、弁護士会の司法制度の改善の行動に期待し、何らかの協力を続けていくつもりである。

(発表補助資料)

外為法冤罪事件と経済安全保障

—日本の人質司法—

- 大川原化工機(株)
- 大川原正明
- 2025年2月28日



大川原化工機株式会社の概要

- 1980年3月設立、 ;横浜市都築区池辺町3847
- 従業員数;約100人(非常勤、出向者含み)
- 試験設備;粉体技術研究所;富士宮市山宮、 営業所;大阪市北区豊崎
- 試験設備は、直径0.2mのラボ型から3.0mの中規模パイロット機まで、食品から電子部品、漢方薬、超硬合金の造粒乾燥の試験・試作ができるように約20種類をそろえている。
- 最近の業績

	2019年度	2020年	2021年	2022年	2023年度	2024年度予測
• 受注高(億円)	31.6	18.5	31.2	30.4	57.6	(36)
• 売上高(億円)	31.8	23.3	21.4	30.8	30.6	(46)
• 経常利益(億円)	2.0	0.66	1.12	2.95	2.93	(5)
• 当期利益(億円)	0.59	0.15	0.52	2.10	2.36	

週刊東洋経済

2023年9/9号

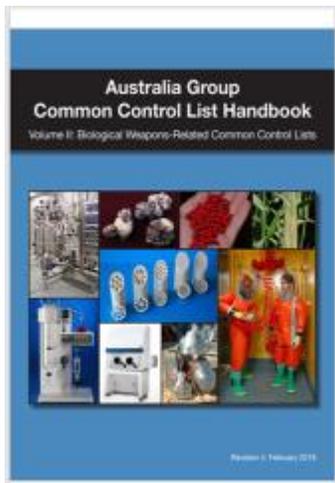
- “公安のでっち上げを起訴した東京地検のずさん”とあるが？
- “最大の難関は経産省だった”とあるが？
- あいまいな法令文が主因
- さらに国際的な協調と合わない法令体系と文章
- “解釈が”おそれ”と”可能性”でなんとでもとれる。(規制者の自由が根っこにある。)



AGガイドライン

前文16頁本文340頁

日本もAGのメンバー



AGCCLの装置に関する基本（安全・曝露防止）

Australia Group Common Control List Handbook – Volume II

Introduction to Biological Weapons and Dual-Use Biotechnology

The processes and equipment involved in the development of biological weapons (BW) are inherently dual-use. Methods for manipulating, growing, recovering, concentrating, stabilising, and testing biological materials of weapons concern employ many of the same materials and equipment used to produce vaccines, pharmaceuticals, and a wide variety of food products. This introductory section discusses dual-use processes involved in the production of BW to provide context for the controlled commodities discussed later in this Handbook.

Figure 1 gives a schematic representation of the overall process of developing BW. BW production begins by obtaining and growing an inoculum of a specific agent and ends with delivery of the isolated (and possibly processed) biological material to a target population. It is important to note that although Figure 1 shows a linear and even process, research and development activities needed for various steps may influence the time and resources devoted to each. For example, inoculum selection may involve experiments to genetically modify a microorganism. In addition, stabilisation may be required at any stage of the process. Research and development activities for producing pathogenic agents and toxins, and testing pathogenic agents used in the production of BW are inherently dual-use.

Subsequent sections in this Handbook discuss the materials and equipment used in the production of BW.

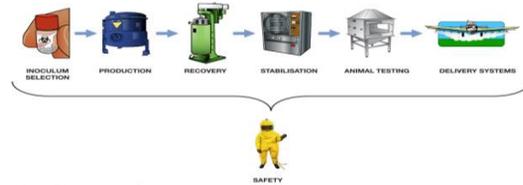


Figure 1. Schematic of the BW development process.

any stage of the process. These research and development activities may be carried out on a smaller scale compared to BW production, but they will all require safety measures to protect workers from dangerous pathogens and toxins. The vast majority of controlled commodities used in this process, including most

改正通達案（2023年9月19日）のパブコメ案

・いまだに続く経産省の固執

滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈についての改正原案

物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去できるもの、又は当該装置中の微生物（細菌芽胞を除く。）の数を伝染能力が失われる程度に減少させる（必ずしも全ての微生物を死滅させ又は除去することを要しない。）ことができるものをいう

・輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案のうち、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について **原案に反対**である。

安全保障貿易管理の国際的ハーモナイゼーション、及び日本産業の競争力確保の観点から、AGで定められた国際基準と同内容にすべきであり、具体的に次のように修正すべきである。

滅菌とは、物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去することをいう。殺菌とは、必ずしもすべての微生物を死滅させ又は除去することではなく、化学物質の使用により当該装置中の微生物の数を伝染能力が失われる程度に減少させるプロセス（細菌胞子の数を減少させることではない）をいう。

米国の該非判定

Commodity Classification
Case Number: Z1708789
Date of Completion:
September 10, 2021



UNITED STATES DEPARTMENT OF COMMERCE
BUREAU OF INDUSTRY AND SECURITY
WASHINGTON, D.C. 20230

Freund-Vector Corporation
ATTN: Brenda Bartling
675 E 6th St
Marion, IA 52302

G188541

ITEM #1:

This item is classified EAR99. There is no license required to most destinations. You have a responsibility to determine the nature and activities of potential customers using Supplement 3 to Part 732 of the Export Administration Regulations (EAR). Furthermore, prior to any export you should review the 10 Prohibitions outlined in Part 736 of the EAR.

N.B. If the item is upgraded with a CIP system, it will meet the 2B352.f. criteria

ITEM #2:

See item 1.

ITEM #3:

See item 1.

FORM BXA-6002L (REV. 7/96)

Page 1 of 2

THE FOLLOWING INFORMATION IS IN RESPONSE TO YOUR INQUIRY OF August 25, 2021 REQUESTING COMMODITY CLASSIFICATION(S) FOR:

COMMODITY	ECON	SUBPARAGRAPH
Spray Dryer designed for open loop spray drying for process feasibility; development, clinical batches and early state clinical supply needs. Closed loop spray drying with nitrogen inerting for solvent processing is available with an optional upgrade.	EAR99	
VSD200		
Spray Dryer designed for open loop spray drying for process feasibility; development, clinical batches and early state clinical supply needs. Closed loop spray drying with nitrogen inerting for solvent processing is available with an optional upgrade.	EAR99	
VSD 800		
Batching Spray Dryer designed for open loop operation for aqueous and organic solvents. The system is also suitable for under a hood or inside an isolator.	EAR99	
VSD-LAB Micro		

COMMENTS FROM LICENSING OFFICER(S):

ITEM #1:
This item is classified EAR99. There is no license required to most destinations. You have a responsibility to determine the nature and activities of potential customers using Supplement 3 to Part 732 of the Export Administration Regulations (EAR). Furthermore, prior to any export you should review the 10 Prohibitions outlined in Part 736 of the EAR.
N.B. If the item is upgraded with a CIP system, it will meet the 2B352.f. criteria

Commodity Classification
Case Number: Z1708789
Date of Completion:
September 10, 2021



UNITED STATES DEPARTMENT OF COMMERCE
BUREAU OF INDUSTRY AND SECURITY
WASHINGTON, D.C. 20230

FOR INFORMATION CONCERNING
THIS CLASSIFICATION CONTACT
BETTY LEE
PHONE #: 202-482-5817
BIS/EA/ONP/CB

THEODORE CURTIN
DIVISION DIRECTOR

N.B. If the item is upgraded with a CIP system, it will meet the 2B352.f. criteria

2023.10.4の経済産業省、貿易経済協力局長と安全保障貿易管理課長の来社
2023.12.11の経済産業省、貿易管理部長と安全保障貿易管理課長の来社

- 課長;1.改正原案はAGの改正に基づき十分検討されたものであるので正しく、弁護士事務所からのパブコメの意味は不明である。
2.貴社は、法律の規制に従って輸出業務をしているのか？
- 局長；1.貴社の意向はよく理解した。また、規制に従って輸出業務をしていることも理解した。
2.現場に赴いてお話を聞くことが経産省の務めと思うので、今後もよろしくお付き合い願いたい。

...2023年11月：経産省；パブコメについては、依頼を取り消す。

2023.12.11来社

- 課長；AGに日本の考え（殺菌の定義を変えたい）を提案したいので、案についての意見をいただきたい。
- 部長；引き続きお付き合い願いたい。
- 2025.1.16 産業機械課長に進捗報告が出てこないと話す。2/4に貿易管理部長と新貿易管理課長の来社予定。

弁護人の予定主張書面と証拠調べ請求書（証拠調）の提出

（反論書と反論実験報告の提出）

- | 日付 | 事実 | / | 内容 |
|-------------|---------------------------------|------|--------------------------------|
| 2020/3/11 | 逮捕勾留 | / | 逮捕後の検事調べ、警察取調開始――'21/2/5保釈 |
| 2020/8/14 | 予定主張（1） | / | 反論（1）解釈と事実について疑義がある |
| 10/19 | 証拠調（1） | / | 反証（1）；温度の低い部分がある |
| 11/6 | 予定主張（2） | / | 反論（2）；解釈について |
| 2021/1/18 | 予定主張（3）、証拠調 | / | 反証（2）粉体は熱を伝えにくい |
| 3/30 | 証拠調（3） | / | 反証（3）；測定口の温度は90℃より低く50℃位 |
| 5/7 | 証拠調（4） | / | 反証(4)；粉体化した菌はより高温に耐える。 |
| 5/28 | 予定主張（5）、証拠調（5） | / | 反証(5)；堆積粉体は測定口などを狭くし熱が伝わりにくい。 |
| 6/21 | 証拠調（6） | / | 反証（6）；大腸菌での乾熱運転で生菌有（RL-5） |
| 6/22 | 予定主張（6）、証拠調（7） | / | 反論（6）、反証（7）大腸菌での乾熱運転で生菌有（L-8i） |
| 6/23 | 第1回公判前整理手続期日（小人数制限） | 、 | 7/15 予定主張（7） |
| 7/16 | 第2回公判前整理手続期日（初参加） | / | 捜査資料開示再請求、8/3公判開始、証人尋問日程の確認 |
| 7/30（金） | 捜査資料開示予定日、検察官が公訴取消申立書を提出、検察記者会見 | | |
| 2021/8/2（月） | 裁判所により公訴棄却決定 | される、 | 弁護団記者会見 |

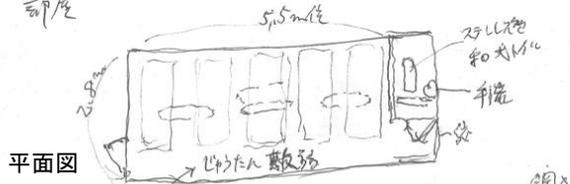
気持ちを支えたもの

- 家族や社員や友人らの励ましの言葉に加えて、
 - 中村天風 師の言葉
 - 怒らない
 - 悲しまない
 - 恐れない
 - 王貞治・大谷翔平・稲盛和夫が読み学んでいた。
 - 悲しい時には悲しんでよい、怒りを感じた時には怒っても良い、
 - しかし、悲しみや怒りにとらわれてはいけない。
 - どんな逆境も、積極精神で切り開いていける。
- もちろん、信頼できる弁護人（有能な弁護人を集めまとめられる人）がいなければ勝てない。

中央署留置施設（部屋（5人部屋）と風呂場（4人））

（3/11～5/25'20）

部屋

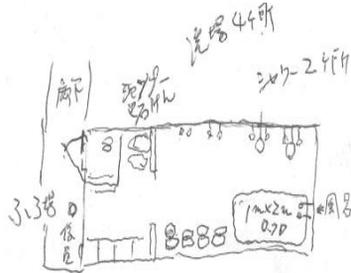


平面図



立面図

照明. 天井左右2灯(4灯灯), (MLL)
~~天井~~ 天井 夜洗井 中1灯(浴2灯(暗))
 (MLL) (初玉)



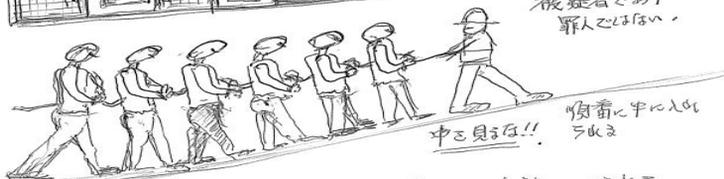
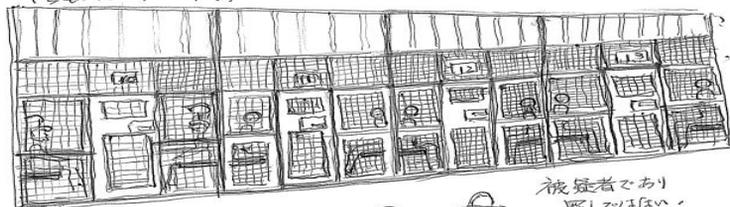
1回/5日 (月金水) 20分/回
 4人 (7K WC) に 20分 と 30分
 10台前, 5台前 10分程度

風呂場の平面図

検察庁地下の取調待合室（作成島田順司）

2020/3/12

検察庁で取調待合室。部屋12名、全員無言。
 朝10時と昼12時と午後5時半頃まで取調へ呼び出し待つ
 1室あたり16名を計約200名、都内各警察より集められる



コロナウイルス拡散している不衛生なトイレの横で一日中詰め込まれる
 かつトイレで感染者が出れば大きな問題になる。改善を求めたい。

警察署での食事（ここを下痢しないで過ごせるか）

警察署の留置施設（留置場）食事、 中央署、月島署（各2ヶ月）はほぼ同じ。

朝	主食（白米（冷たい））	 (プラスチック)  弁当箱
	副食（炒物、煮、コブ）	 (プラスチック)
	みそ汁（揚げ、若芽、わかめ）	 (プラスチック) + 湯
昼	パン（コッペパン）	 (プラスチック袋入), マガリン  ジャム (プラスチック)
	副食（コロッケ、煮物  炒物）	 (プラスチック)
	ジュース（乳飲料、アロジス、コヒー乳、オレジス）	(紙パック)
夕	主食（白米（冷たい））	
	副食（焼き魚、ハバグ、鳥の焼  炒物 + 抹茶	

また、平日昼は、¥500-で、コンビニ弁当  カレー (カツカレー) 弁当等をプラスチックに依頼する。

また 裁判所、検事調べで東京地検に行く時は、昼はパンとマカリン、ジャムとジュースで片手錠での食事と手子。

冷や飯の食べ方； 椀に茶または味噌汁を入れ、その中に適量の冷や飯を入れる。

経済安全保障と貿易（技術輸出に関して）

- 国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設する。

1. 基本方針の策定等（第1章）

・経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定。・規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行われなければならない。

2. 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）

3. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）

4. 先端的重要技術の開発支援に関する制度（第4章）

5. 特許出願の非公開に関する制度（第5章）保全審査（第二次審査）①国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度

・・・の恐れ・・・に及ぼす影響・・・など、定量性のない言葉で、法律化していることが課題。

当事件の規制法律に似ている。

朝日新聞記者からの質問と答え

・経済安保法が企業の自由な活動を阻害しないためには、なにが必要？

- 規制は最小限とし、もしも企業の活動が安全保障上問題を起こしかけたなら、行政機関は注意し、話（言い分）を聞き、正しい方向を一緒に考えて、ともに国の将来を考えさせることと思います。また、独禁法などで国内弱者（企業も含め）を守る？こと以上に、世界の中で競争できる企業を多く輩出できるようにする自由な活動をたたえるようにしたいものです。
- 今回の事件では、安全保障の国際枠組みの規制に上乗せして規制がかかる日本の法律によって、疑いがかかり逮捕・起訴・拘留・公訴棄却となりましたが、国際的な枠組みをきちんと守り、逆に国際的な枠組みを見直し（強めたり弱めたり）するような気概が規制当局には望まれます。日本の規制内容が国際的にみて妥当かどうかも大きい点です。

日本の人質司法

- 1.取り調べの可視化
- 2.弁護人同席は世界の標準
- 3.何でもすぐ逮捕・拘留
- 4.保釈制度の悪運用
- 5.死刑制度は世界でも少数派
- 6.法の支配に乗っかる、検察官・裁判官・弁護士の不思議
- 7.遅い裁判進行
- 8.拘留時の医療不備と無責任体制

日本の人質司法 1. 取り調べの可視化

・日本において、2019年に一部の事件の検事取調についてのみ、録音録画による可視化が行われました。

裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件について、身柄拘束されている被疑者の取調べの全過程の録画を義務付ける改正刑事訴訟法301条の2が令和元年6月1日から施行されました。このような取調べの録音・録画制度は「取調べの可視化」とも言われています

・しかしながら、被疑者や参考人はメモをとることや録音することもできず、弁護士の同席も許されていません。（ただし、参考人は録音していても罪には問われないことは当事件の裁判でも確認されています）

・欧米をはじめ多くの国では、警察での事情聴取・任意の取調の段階で、弁護士の同席と録音、メモ取りが認められています。（日弁連によると、日本においても録音することを控えてくださいとは言われますが、禁止できないとのことで、実際、当事件では、無許可の録音音声は裁判の証拠として採用されています。）

・取調の可視化は米国では当たり前で、大統領候補の映像で何度も放映されています。

・日本での多くの冤罪事件は、このことで防ぐことができます。

日本の人質司法 2. 弁護人同席は世界の標準

・大谷翔平選手の通訳（水原氏）の事件や、トランプ氏の関係する事件の報道を見てもわかるように、全ての事情聴取や取り調べには弁護人が同席している。

“被疑者取調べへ弁護人が立ち会う（以下、弁護人立会い）権利は、多くの海外の司法制度で認められています（アメリカ、イギリス、オランダ、フランス、ドイツ、イタリア、台湾、韓国など）。“アメリカでは現在、実際の取調べで弁護人が立ち会うことはめったにないそうです。これは、被疑者には弁護人が取調べに立ち会うことが権利として認められているものの、弁護人立会いを被疑者が希望した場合、取調べは実施されず、権利を放棄して弁護人立会いのない取調べが実施されるためであるとのことです。（山田早紀；人間科学のフロントより）

・最近の韓国ドラマでも、ほとんどのケースで弁護人が同席しているシーンを見かける。

・日弁連が2024年から取り組み始める。

“日弁連は、不当な取り調べをなくし、えん罪を防ぐ目的で弁護士が警察や検察などの取り調べに立ち会うことを求めていて、4月から新たな支援制度を始めることになりました。”

日本の人質司法 3.何でもすぐ逮捕・拘留

- ・逮捕の必要性とは、被疑者が逃亡や証拠隠滅を行う恐れがあること“とされ、“明らかでない場合は裁判官は逮捕状を渡すことを拒否しなければならない（刑訴規則143条の3）”とされている。
- ・殺人傷害の現行犯や、詐欺や窃盗の現行犯のように被害が続いたり広がったりする場合（刑事法の一部）は、身柄確保し逮捕することは世界的にも人道的にも適正と言われる。
- ・しかし、経済法違反（財産法、民法、商法、経済法（外為法など）、金融法（金融証券取引法など）などや、公選法違反などに、身体拘束の必要性は全くないのではないか。
- ・保釈することが、捜査の妨げになるなどということがまかり通るのは、かのいくつかの国に限られている。

カルロス・ゴーンさんの事件

- ・カルロス・ゴーンさんの事件は海外ではどのように扱われているのか？；金融証券取引法違反、特別背任で起訴逮捕勾留され約120日拘置所にいたのち保釈された。米国証券取引委員会とは100万ドルを払い和解している。また、グレッグケリー氏は執行猶予3年で懲役6か月の有罪判決（控訴中）となった。
- ・海外（EU諸国・米国等）では、8割以上が、ゴーン氏を日本の人質司法と戦った英雄と評価している。
- ・'23年初めころ外人記者クラブでの話では、ゴーン氏の行動は理解でき当然だという声ばかりであった。
- ・保釈条件の最悪であるとの評判。

日本の人質司法 4.保釈制度の悪運用

- ・“住所不定でない限り、逃亡のおそれと証拠隠滅のおそれがなければ、拘留することはできません。”となっていますが、これはあくまでも、表向きのことだけと考えること。
- ・“おそれ”は0にはならないので、検察官と裁判官の裁量次第で決まります。つまり、**罪を認めないとおそれはなくならない**とされます。
- ・一般に、罪を認めれば、1週間程度のうちに緩い条件で保釈され、認めなければ5～12ヶ月かかり、厳しい条件で保釈となります。つまり自白調書や、疑わしい証拠を認めることをしなければ、体調を壊しても病気になっても保釈はされません。そのことが法律には違反しないからです。
- ・特に経済的法律違反には、保釈金の納入で速やかに保釈されることが先進諸国では一般的です。

日本の人質司法 5.死刑制度は世界でも少数派

- ・ドイツでは1949年に死刑が廃止された。また、現在EUに参加するには死刑廃止が条件になっている。米国では州によって死刑があるが、殺人の発生率は死刑がある方が高い。事実上廃止を含み144か国であり、死刑制度がある55か国を上回っている。韓国、ロシアでも事実上の廃止国となっている。
- ・存置する主な国（人口の多い国）は、インド、中国、米国、インドネシア、バングラデッシュ、ナイジェリア、日本である。
- ・多くの国（米国のかなりの州）で、無期刑（絶対的終身刑）と仮釈放とを組み合わせ、死刑制度を廃止している。
- ・日本の有期刑が30年であるが、短すぎるのではないか。100年を超える刑があっても良いので、仮釈放と組み合わせるべきでは。
- ・ちなみに、**日弁連は死刑制度の廃止を訴えている**。

日本の人質司法 6.法の支配に乗っかる、検察官・裁判官・弁護士の不思議

・法の支配

法の支配の条件としては、次のようなことが挙げられます。
正統な手続きを経て構成された立法機関において法が定立される
定立された法を執行する行政機関がある
定立された法を適用する形で紛争を解決する司法機関がある
それら三権が法の支配の下で互いに公正なバランスを保つ

・司法機関は一般的には裁判所を指す、としているが、日本の司法制度では、警察が被疑者を捕まえ、検察が被告人を起訴し、裁判所が有罪か無罪を判断して刑罰を言い渡し執行する、という役割分担になっている。つまり、行政機関と、司法機関が一体化している。独立しているべき機関が制度上独立できていない。

・結果として、被疑者と弁護人（弁護士）は、裁判所（裁判官）の批判・司法制度の批判はできなく、検察が被告人に対し絶対的に有利になる。

・

7.遅い裁判進行

・法務省のホームページでは、裁判の平均期間は11か月であり、長くはないとしている。しかしながら平均であって、多くの罪が明らかであり罪を認めている単純窃盗や傷害事件の裁判はごく短期間（1～2か月）であるが、罪を認めていない裁判は長期にわたっていると推定される。

・刑事裁判の場合裁判を早く進めるための“公判前手続き”が行われるが、証拠の採用や証人の採用において意見を合わせない（否認する）と、どんどん遅れることを許す理由になっている。

・袴田事件に代表されるように、再審請求の手続きも複雑であり、否認した場合、地裁、高裁、最高裁までの期間は、短くて5年長ければ10年の間、被疑者のままで置かれることになる。

8. 拘留時の医療不備と無責任体制

・ 拘留時の医療不備と無責任体制はないと、法務省は公言している。しかし、経験し体験してみると、健康な若者についてはそうかもしれないが、老人や病气持ちには“耐えがたい苦痛”でしかない。警察の留置場では、冷や飯と取調のストレスでの下痢、服用薬は警察依頼医師の再診察での処方薬（漢方薬はない）のみ、拘置所に移されて、食事は良くなかったがストレスは続き、医師の診療は、苦痛に耐えかねて申告しない限り、“異常とは断定できない”ので、許容の範囲とされる。

・ 苦痛に耐えかねて申告しても、検査や検査結果を待ち、診断し、外部の病院に相談し、入院先や手術先の手配を行うことに時間がかかる。当然、（拘置所官の監視が必要であったりするので、一般の病院では容疑者の受け入れに否定的にならざるを得ない。）

・ 主治医のいる病院に移すことができれば、既往症やアレルギーなどの状況もわかっているので、迅速に手当てができる。最低限のやることはやればよい体制は、無責任体制そのものであると言える。

まとめと御礼-1/3

- ・ 事件とならないために、
 1. あいまいな規制法令は、当局に問い合わせをすること。返事がなくても良いのでその写しを取っておくこと。（当局は味方でも敵でもない）
 2. 当局からの問い合わせには、速やかに答えること。（内容はともかく、答える姿勢をすること）
- ・ 曖昧な場合（可能性がある、おそれがある、できることがある、など、いわゆる恐れ条項の規制の場合）は、該当しないと思っていても、一度は許可申請、届出等を行うこと。
- ・ 警察の問い合わせには、用心して応えること。都合の良いことをつなぎ合わせて捜査メモを作ることは当たり前と思って答えること。そうでないと裁判で公表され、被疑者や世間からの信用を無くすることになる。
- ・ 警察は客観的証拠も作ることは簡単、ましてや、主観的なことはいとも簡単に作り上げることができる集団であることを、頭の中においておくこと。

まとめと御礼-2/3

- 公安事件・特捜事件となった時（人質司法）の対応
- 落ち着いて、信頼できる弁護士に相談すること。
- 任意の取調であっても、日本では弁護士の立会や録音などは、警察は許さないの、何とか録音すること。（携帯電話の2～3台持ちなど）。録音しても違法とされない。
- 検察の任意の事情聴取であっても、録音はすること。
- 取り調べに協力する姿勢は大事であるが、あいまいな答えはできるだけしないこと。
- 逮捕後、相手は犯罪者と決めつけてのことと覚悟して、黙秘をし、無罪を勝ち取ろうとしたら、“少しでも、一部でも認めたら負け”“反論したら負け”と思って臨むこと
- 警察からの“仲間の話”や“専門家の話”は、ほとんど嘘と心得て対応すること。
- 警察、検察も容疑者を作るのが仕事、裁くのは裁判官であり、裁判では弁護人の発言、書類が全てを決する。
- 逮捕され拘留中は、とにかく健康を保つこと。冷や飯と警察取調・検事取調、自由のない時間は、精神的にも肉体的にもきつい。（日本は人質司法と覚悟の事）

まとめと御礼-3/3

- 国賠訴訟は2023年12/27日に東京地裁の判決がありました。
現役警官の“事件は捏造”との発言で、当方が有利とのことでしたが、
裁判長は、過失の重さで警察と検事の違法性は認めたものの、故意までは踏み込みませんでした、が、一応の勝利判決となりました。
・当方は謝罪と判決の受け入れを望みましたが、国・都とも控訴し、対抗のためにこちらでも控訴しました。高裁での審議は1年間ほど続き、2024年12月に結審し、2025年5月25日に判決の予定です。
- 事件の事は；“Call 4 大川原化工機”と検索してください。高田弁護士より詳細の資料が出されております。また高田弁護士のXのフォローも有効なようです。
- 今日はお話を聞いていただきありがとうございます。

逮捕と起訴「違法」

大川原化工機訴訟

「嫌疑の根拠欠く」 都・国に賠償命令

東京地裁が、大川原化工機訴訟で、原告側が国と東京都を相手に提起した訴訟で、国と東京都に賠償命令を出した。原告側は、国と東京都が、大川原化工機訴訟で、原告側が国と東京都を相手に提起した訴訟で、国と東京都に賠償命令を出した。

東京地裁は、国と東京都が、大川原化工機訴訟で、原告側が国と東京都を相手に提起した訴訟で、国と東京都に賠償命令を出した。原告側は、国と東京都が、大川原化工機訴訟で、原告側が国と東京都を相手に提起した訴訟で、国と東京都に賠償命令を出した。

社説

違法な捜査の原因を究明せよ

違法な捜査の原因を究明せよ。捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。

捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。

「警察・検察 謝罪を」

捜査機関を「断罪」

大川原化工機

「被告」のまま死去 遺族「最悪な形」

大川原化工機訴訟で、被告のまま死去した遺族は、最悪な形だと訴えている。捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。

大川原化工機訴訟で、被告のまま死去した遺族は、最悪な形だと訴えている。捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。

冤罪事件での検察（国）側の対応への主な司法判断

事件	罪名	国の責任	司法判断
相川事件 (1997年)	強盗殺人	○	起訴の違法性を否定した。被告人は起訴された時点で無罪と判断された。
小6女児死 (195年)	殺人など	×	起訴時に取調べた証言から、有罪の嫌疑があったとして起訴された。起訴時の違法性を否定した。
水原事件 (2002年)	強盗かんなど	×	起訴時に取調べた証言から、有罪の嫌疑があったとして起訴された。起訴時の違法性を否定した。
ガリンス タンタの窃盗事件 (13年)	窃盗	○	証拠の乏しさを指摘し、起訴したとして違法と判断された。

「捏造」証言は言及なし

捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。

捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。捜査機関の違法な捜査は、被害者の権利を侵害し、社会の信頼を損なう。違法な捜査の原因を究明し、再発防止を図る必要がある。

冤罪事件での検察（国）側の対応への主な司法判断

事件	罪名	国の責任	司法判断
相川事件 (1997年)	強盗殺人	○	起訴の違法性を否定した。被告人は起訴された時点で無罪と判断された。
小6女児死 (195年)	殺人など	×	起訴時に取調べた証言から、有罪の嫌疑があったとして起訴された。起訴時の違法性を否定した。
水原事件 (2002年)	強盗かんなど	×	起訴時に取調べた証言から、有罪の嫌疑があったとして起訴された。起訴時の違法性を否定した。
ガリンス タンタの窃盗事件 (13年)	窃盗	○	証拠の乏しさを指摘し、起訴したとして違法と判断された。

2023.12.28読売...続き

冤罪事件での検察（国）側の対応への主な司法判断

事件	罪名	国の責任	司法判断
布川事件(1967年)	強盗殺人	○	起訴の違法性を否定し、被告に有利な証拠の開示を拒んだ点を違法と判断(東京地裁)
小6女児死亡火災(95年)	殺人など	×	起訴時に取壊した証拠から、有罪の嫌疑が否定(大阪地・高裁)
氷見事件(2002年)	強姦(ごうかん)など	×	起訴時に有罪の嫌疑があるとした判断は、違法ではないとし、違法性を否定(富山地裁)
ガンソリンスでの窃盗事件(13年)	窃盗	○	証拠の食い違いを説明する捜査を怠ったと判断(大阪地裁)

※カフ内は発生年。冤罪事件は起訴取り消され、それ以外は再審無罪が確定。いずれも警察側の賠償責任は認められている。

地裁が15年、「証拠の食い違いを説明する捜査を怠くさなかった」などとして起訴を違法と判断。国と大阪府に計約620万円の賠償を命じた。

一方、大阪市で1995年に起きた小6女児死亡火災で富山県で2002年に

「捏造」証言は言及なし

今回の訴訟が注目を集めたのは、異例の起訴取り消されたことに加え、今年6月の証人尋問で飛び出した公安部の現職警察官による「捏造」発言が大きい。

同日30日の証人尋問で、原告側代理人から「公安部が事件をどう上げたと言われても、否めないんじゃないか」と尋ねられた警部補は、「まあ、捏造ですね」と言及、別の警部補も法廷で「幹部がマナ

後、起訴を相当した検事が「悪魔が上がるという箇所がある」とする同社社員への供述を把握していた点などを重視、「検事が通常求められる捜査を行えば、輸出規制の対象にならない証拠を得ることができた」と述べ、起訴は違法と結論付けた。

この判決は、刑事裁判で立証責任を負う検察官への「戒め」ともとれる言及もした。起訴について、「私人の心身や名誉、財産に多大な不利益を与えうることを考慮すると、安易な起訴は許されない」と指摘。捜査段階で得た証拠の中で、有罪立証に疑いを生じさせるようなものが見つかれば、それを否定するだけの十分な根拠を捜査において獲得すべきで、それがないなら起訴は行すべきではない」と述べた。

この判決は、大川原正明社長(74)3人の逮捕

ス証拠をとりあへない姿勢だった」と述べた。

経産省の輸出規制は、機械がバイオテロなどに使われるおそれがあるとの懸念から設けられた。公安部の捜査は、そうした安全保障の重要性が叫ばれる中で進められたとみられる。

原告側は「公安部は事実をねじ曲げて立件」に着目し、「背景に及ぼした事件の内容には立件した事件の内容に

よって査定される警視庁内での評価システムがある」とも訴えた。だが判決は、捏造証言の信用性には言及しなかった。

大阪大の水谷規男教授(刑事訴訟法)は「判決では、有罪方向の証拠だけを集めようとする捜査機関の構造的な問題点に踏み込んでいない」として、「捜査のあり方について、捜査機関自身が検証する必要がある」と話している。

毎日新聞2024.11.13



2024.12.25 産経・毎日他

輸出規制解除 捜査の妥当性
大川原化工機 2つの争点

国賠訴訟の結末
 大川原化工機は、輸出規制解除の決定について、捜査の妥当性をめぐって訴訟を提起している。この訴訟は、輸出規制の解除が適切かどうかを争点とする。大川原化工機は、規制解除によって競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼしているとしている。一方、国は規制解除が国際貿易の促進に資するとしている。この訴訟は、輸出規制の解除に関する法的な争点を浮き彫りにしている。

大川原化工機 遺族判決

大川原化工機は、遺族に対して判決を下された。この判決は、大川原化工機の経営方針や業務内容に関するものである。遺族は、大川原化工機の経営方針や業務内容が、彼らの利益に悪影響を及ぼしているとしている。大川原化工機は、この判決に対して不服を表明している。この判決は、大川原化工機の経営方針や業務内容に関する重要な争点を浮き彫りにしている。

大川原化工機 捜査の妥当性

大川原化工機は、捜査の妥当性をめぐって訴訟を提起している。この訴訟は、捜査の妥当性を争点とする。大川原化工機は、捜査によって競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼしているとしている。一方、国は捜査が適切であるとしている。この訴訟は、捜査の妥当性に関する法的な争点を浮き彫りにしている。

2024年12月25日 産経新聞

輸出規制解除 捜査の妥当性
大川原化工機 2つの争点

国賠訴訟の結末
 大川原化工機は、輸出規制解除の決定について、捜査の妥当性をめぐって訴訟を提起している。この訴訟は、輸出規制の解除が適切かどうかを争点とする。大川原化工機は、規制解除によって競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼしているとしている。一方、国は規制解除が国際貿易の促進に資するとしている。この訴訟は、輸出規制の解除に関する法的な争点を浮き彫りにしている。

大川原化工機 遺族判決

大川原化工機は、遺族に対して判決を下された。この判決は、大川原化工機の経営方針や業務内容に関するものである。遺族は、大川原化工機の経営方針や業務内容が、彼らの利益に悪影響を及ぼしているとしている。大川原化工機は、この判決に対して不服を表明している。この判決は、大川原化工機の経営方針や業務内容に関する重要な争点を浮き彫りにしている。

大川原化工機 捜査の妥当性

大川原化工機は、捜査の妥当性をめぐって訴訟を提起している。この訴訟は、捜査の妥当性を争点とする。大川原化工機は、捜査によって競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼしているとしている。一方、国は捜査が適切であるとしている。この訴訟は、捜査の妥当性に関する法的な争点を浮き彫りにしている。

2024.12.25 朝日・読売・日経

2024年12月25日 朝日新聞

輸出規制解除 捜査の妥当性
大川原化工機 2つの争点

国賠訴訟の結末
 大川原化工機は、輸出規制解除の決定について、捜査の妥当性をめぐって訴訟を提起している。この訴訟は、輸出規制の解除が適切かどうかを争点とする。大川原化工機は、規制解除によって競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼしているとしている。一方、国は規制解除が国際貿易の促進に資するとしている。この訴訟は、輸出規制の解除に関する法的な争点を浮き彫りにしている。

大川原化工機 遺族判決

大川原化工機は、遺族に対して判決を下された。この判決は、大川原化工機の経営方針や業務内容に関するものである。遺族は、大川原化工機の経営方針や業務内容が、彼らの利益に悪影響を及ぼしているとしている。大川原化工機は、この判決に対して不服を表明している。この判決は、大川原化工機の経営方針や業務内容に関する重要な争点を浮き彫りにしている。

大川原化工機 捜査の妥当性

大川原化工機は、捜査の妥当性をめぐって訴訟を提起している。この訴訟は、捜査の妥当性を争点とする。大川原化工機は、捜査によって競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼしているとしている。一方、国は捜査が適切であるとしている。この訴訟は、捜査の妥当性に関する法的な争点を浮き彫りにしている。

警視庁捜査員3人 不起訴

大川原化工機事件 「報告書虚偽性に疑義」

【東京8日】警視庁捜査部長は8日、大川原化工機（大川原）の社長らが外資系企業と虚偽の報告書を作成した事件で、捜査員3人を不起訴とした。捜査員は、報告書の虚偽性に疑義を感ずるに至ったと説明した。

警視庁捜査員3人 不起訴

【東京8日】警視庁捜査部長は8日、大川原化工機（大川原）の社長らが外資系企業と虚偽の報告書を作成した事件で、捜査員3人を不起訴とした。捜査員は、報告書の虚偽性に疑義を感ずるに至ったと説明した。

捜査員は、報告書の虚偽性に疑義を感ずるに至ったと説明した。捜査員は、報告書の虚偽性に疑義を感ずるに至ったと説明した。

2025.01.09新聞記事

捜査員3人不起訴
大川原化工機事件で捜査員3人を不起訴とした。捜査員は、報告書の虚偽性に疑義を感ずるに至ったと説明した。

元捜査員3人不起訴
大川原化工機事件で捜査員3人を不起訴とした。捜査員は、報告書の虚偽性に疑義を感ずるに至ったと説明した。

■ 座談会資料：2. 論点 ■

強化が進む経済安全保障を巡り現場で何が起きているのか (その2)

実際に起きた事件を例に当事者の苦悩と困惑を検証しつつ、そこから見える問題点や懸念点などを、多彩な経験を持つ参加者が多様な視点から論じ尽す。控訴審が進行するなど2024年3月1日の前回の春季討論集会の後の展開などを踏まえつつ、問題提起を契機にフロアからの発言も得て自由闊達に意見交換する。

座談会参加者	大川原正明	(事件当事者：大川原化工機(株)社長、 社会技術革新学会会員)
	根本源太郎	(大川原化工機(株))
	山口真人	(社会技術革新学会会員、知の市場講師)
	勾坂行男	(社会技術革新学会会員、知の市場講師)
	井上知行	(社会技術革新学会会員、知の市場講師)
	見坊直哉	(化学生物総合管理学会会員、知の市場事務局長)
	安藤徳一	(化学生物総合管理学会会員、知の市場参加者)
司会進行	増田 優	(化学生物総合管理学会・社会技術革新学会会員、 知の市場講師)

グローバル化が進展した過去30有余年の間に経済安全保障に関する関心が急激に高まり、近年日本では特許法や外為法（外国為替及び外国貿易法）が見直され、機微な技術や製品の管理が強化され産業貿易活動に少なからぬ影響をもたらしている。

そうした中で噴霧乾燥器の輸出が外為法に違反するとして、警察・検察による1年以上に及ぶ事情聴取の後に自宅捜索が行われ製造輸出企業の多くの書類・資料が押収されるとともに社長を含む幹部社員3名が逮捕・拘留・起訴され、11ヶ月に渡り保釈されなかった。

しかし、企業の科学的立証に基づく反論の前に訴訟維持が困難と判断せざるを得なかったためか、検察が裁判の冒頭に起訴を取り消したので刑事裁判は何事も無かったかのように終結した。その後、社長らが損害賠償を求める民事訴訟において、担当警察官が「捏造」だったと証言するなどの経緯を経て、警察の捜査の違法性を指摘する判決が出されたが、被告（検察・警察）が控訴したことを受けて原告も控訴した。

本件を冤罪という視点から論じる必要があることは論を待たないが、事柄はもっと深淵・広範で多岐にわたる問題を内包し、その一つ一つは今日の日本社会の病根に深く根ざしているのではないだろうか。こうした諸々の懸念を踏まえ、より幅広い視点から論議を深めることが必要であるとともにその意義は大きいと思料される。

そこで、今年の春季討論集会の論議や控訴審のその後の展開なども踏まえながら、必要な諸々の変革の道筋とその実現のための具体的な方策などが見出されることを期待しつつ、座談会での論議の進行の円滑化と意義の極大化に資するために、事前に寄せられた幅広い疑問点・懸念点・関心点などを、以下の通り、分類・整理した。

1. 国際合意に基づく国内の法令・制度の制定・運用に関する視点

①本件は国際合意文書の誤訳に端を発しているのではないか。

専門的な内容を含む国際合意文書を国内の法令にする際には、翻訳者だけでなく、その分野の専門的な知見や経験を持った者の参加が不可避ではないのか。

国際合意文書の日本語訳とそれを受けて制定される法令については、それらが国内で強制力を有し人々の活動に影響をもたらすことを踏まえれば、その策定・制定過程において他の国内法規の場合と同様以上に、パブリック・コメントに付すなどの誤訳などを極力排除する慎重な手続きを踏むことが不可欠ではないか。

そもそも、専門的な内容を要件とする文書を法令として簡略化することは無理ではないか。

事例1

AGの規制対象品目の英文記述を「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌することができるもの」と翻訳し、日本の法令としたのは適切ではなかったのではないか。

2012年のAGの英文は、“sterilized”と“disinfected”が使用されているが、経済産業省では、“sterilized”に「滅菌」、「disinfected」に「殺菌」の訳を当てた。しかし、「滅菌」は物理的または化学的手法により全ての生きた微生物を除去することを、「殺菌」は細菌やウイルスなどを殺すことを意味すると一般的には捉えられているが、学問的にも法律的にも明確な定義は無く、死なせる菌の種類や量が明らかでないばかりか、分野によって場面によって使用方法にばらつきがみられる。

AGでは、“disinfected”に関して“Disinfected denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with germicidal effect”と定義しており、“sterilized”と“disinfected”は、いずれも、すべての微生物を殺すことができるものであることを明確にしている。

経産省は「滅菌」や「殺菌」という用語を法令で使うにあたっては、AGの“sterilized”や“disinfected”と整合性がとれるように「滅菌」や「殺菌」を定義すべきであったのではないだろうか。特に近い概念として“disinfected”は「消毒」という定義が“日本薬局方”にあるにもかかわらず、別の意味ととれる言葉を使ってしまったのはなぜだろうか。また、その定義の制定に当たっては、社会の幅広い英知を結集より良いものとするためにも、広範な専門家や関係する事業者の参画などが必須で、かつ、形式に陥りがちなパブリック・コメント制度を実質的に意味ある様な運用に改めることが不可欠ではないだろうか。

事例1-2

国際合意の内容には適合しているものの、不適切な翻訳などのために国際合意の内容からずれた日本の法令には不適合になった場合、法令違反として罪に問われるのか問われないのか？問われるとしたらそれは合理的で妥当と言えるだろうか。

②国際合意内容と国内法令に齟齬がある懸念が生じた場合や具体的な案件の法令の適否に懸念が生じた場合には、書類上の検討に止まらず、検査・試験などを実施して検証することが必要かつ有効ではないか。法令の有権解釈権を持ちその適確

な運用に責任を有する法令の所管省庁は、検査・試験の方法も示すとともに、検査・試験に積極的に取り組む必要があるのではないだろうか。

事例 2

法令に該当するか否かにつき見解が分かれた 2 種の噴霧乾燥器について、所管省である経済産業省は法令に沿う検査・試験を実施し明確な結論を提示する責務があったのではないか。また、AG の規定に沿った検査・試験も実施していれば国際合意内容と国内法令が整合しているか否かも確認できたのではないだろうか。

日本の法令の「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌することができるもの」という規定はそもそも定義が曖昧であることから、経済産業省は AG の規定も踏まえて検査・試験の方法を明定する必要があるとともに、自ら実際に検査・試験を実施して明確な結論を提示する責務があったのではないだろうか。

焦点が当てられた「殺菌」という規定に対する適合性を判断することひとつをとっても、ただ単にいずれかの菌を殺すことができればよいということではなく、化学・生物兵器及びその原材料の管理を強化するという AG のそもそもの目的に立ち戻って、菌の種類、加熱する温度・時間はじめとする物理的・化学的な条件を明らかにしつつ、検査・試験の方法を定め、検査・試験を実施する必要があるのではないか。このことは、感染症毒性を考慮すると一般企業はもちろん、変異を繰り返す菌等の性格を考慮すると公的機関でも不可能である。そのため、国際的な合意では機器の仕様で決めている。同様なことがセイシン企業事件で起こり、有罪とされてしまった。経済産業省は国際的な合意のように機器の仕様で明確に規定する必要があるのではないか。

③日本は国際合意の形成に主体的役割を果たすことが可能か不可能か。

その際、その役割を担うのは官（政府）か民（企業、NGO??）か。

頻繁な人事異動による継続性の欠如の下では主体的役割の発揮は困難ではないか。技術的な面では産業技術総合研究機構など公的研究機関に活躍して頂くことが良いし、また安全保障貿易情報センター（CISTEC）の活用も考えるべきであると考えるが、現在、それらの機関にこうした機能を果たす意思と十分な能力があるであろうか。

④日本は国際合意を正確に翻訳できているのか。公式の翻訳は存在するのか。

翻訳の責任は、外務省にあるのか、それとも当該案件の所管省庁にあるのか、はたまた、それ以外の者にあるのか。

日本国の公用語が日本語であるとすれば、それ以外の言語で締結された条約などの合意文書は可及的速やかに日本語に翻訳され公式な翻訳として国民に提供されることが必須ではないだろうか。

合意文書に限らず国際会議の文書などの公式の日本語訳を、即刻、国民に提供するのも政府・外務省の責務ではないのか。正式な正確な翻訳は望ましく不可欠だが、現代社会の動きが速いことから追いつかないのであれば、それまでの間、現在は様々な翻訳ソフトによって簡単にできるので参考として暫定版を提示する必要があるのではないか。

- ⑤国際合意を適確に理解できているのか。
 頻繁な人事異動は国際論議の継続的把握を困難にし、合意内容の適確な理解を阻害していないか。
 合意内容の適確な理解には、それぞれについての実態認識が不可欠であるが、必要な経験知や現場経験を有する者は充分存在するのか。
 多岐にわたる分野につき、十分な実態認識を持った人材を円滑に得る制度は整っているか。
- ⑥国際合意内容を過不足なく適切に反映した国内制度・制度運用になっているか。
 国内制度を遵守すれば国際合意を順守していることは保証されるか。
 それらを可能とする経験豊かな人材の育成は充分に行われているか。
 公的研究機関や安全保障貿易情報センター（CISTEC）の活用がひとつの可能性として考えられるが、現在、それらの機関にこうした機能を果たす意思と十分な能力を有する人材が充分いるのか、また、そうした人材を育てる機能を果し得るのか。
- ⑦日本の法令に基づき政府によって発せられる許認可文書などは、現行のように日本語だけでなく、英語の文書についても公式に提供する必要はないか。
- ⑧国際連合に係る会議にかぎらず国際会議における幅広い日本人の活動を促進するためにも、日本語を準国連言語にすることが必要ではないか。
- ⑨・・・・・・・・

2. 経済安全保障としての貿易管理に関する視点

- ①そもそも特許管理や貿易管理といった受動的・防衛的（Passive）な経済安全保障の手法は、機微な技術や商品の流失防止などの経済安全保障の目的に対して、どの程度の効果があるのか。
 所詮、制限対象者（国家や企業など）が代替措置を講じることは必定であり、受動的・防衛的（Passive）な措置は一時しのぎに過ぎないのではないか。
- ②受動的・防衛的（Passive）な制度の増加やその過剰なまでに厳格な運用は、不必要な貿易の阻害要因になり、日本の国際競争力の劣化の誘因になるのではないか。
- ③事前にコンサルテーションを行うことなく事後的な取り締まりによって制度の実効性を担保しようとする手法は、機微な技術や製品の管理というそもそもの目的に有効性が乏しい割に弊害が大きいのではないか。
- ④制度の透明性や運用の予見可能性は十分に確保されているか。
 それらの欠如が企業活動の無用な萎縮を招き、国際競争力の劣化の要因になっていないか。
 適合確認要請などの事前の問い合わせに対して、公式文書を以て回答する制度を整えることが不可欠ではないか。

これらを達成するのに必要十分な人材や情報は確保できているか。

- ⑤広範多岐にわたる対象技術や製品につき、国際合意に即し実態を踏まえ適確に理解し、必要とする関係者に適切に説明することができる十分な人材はいるか。
そうした人材を確保・育成する体制は整っている。
- ⑥制度運営の過程での合意事項や経験知を組織としてきちっと管理し、一貫した行政判断・行政行為ができるような体制はできているのか。
人事異動などがあっても、それまでの判断内容や決定内容がきちっと維持・確認できる体制は整っているのか。

事例 3・4・5・6

「産構審・安全保障貿易管理小委員会の中間報告 2024年4月24日」では、政府が収集・保有する情報を企業に対しコンサルテーションを行い、官民での情報共有や対話等を強化することで、制度や運用の実効性や透明性、予見可能性を高めるべきであると論じているが、果たしてそれは実行可能なのであろうか。

「輸出管理当局の体制強化は論を俟たない」と記述され、インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用が課題として提起されている。また、官民での情報共有や対話の促進のためにもその中心を担うインテリジェンス人材が不可欠であるとしている。しかし、このようにインテリジェンス人材が制度の運用の実効性や透明性、予見可能性を高めるための鍵を握る存在であればあるほど、インテリジェンス人材が絶対的に不足しており、かつ、近い将来その状況が改善することが見込めないという深刻な問題を抱える日本の現状では、解決見込みが絶望的ではないのか。どのようにその隘路を突破するのか、その具体策が問われているのではないだろうか。また、デュアルユースが色々な分野に広く広がり、一般的になったといってもよいような状況を踏まえて、リスク・アプローチにより低リスク案件については経済安全保障に係る管理を合理化できるのではないかとの見方もあるが、デュアルユースのリスクの見切りはまだ未成熟な現状で、それは可能なのであろうか。それを担う人材の育成は何処でどのようにされているのか。

- ⑦技術や製品を特定して行う管理以外の方法として取引相手に関する情報を問う
「Know規制（管理）」があるが、日本企業は形式的に書類を揃える以外に術が無く、実態に照らしてこの方式は実際上有効性が乏しいのではないか。
独自の情報源をほとんど持たない日本国政府も日本企業と同様に実態的には「Know規制（管理）」を運用することは困難ではないか。
これを可能とする人材の育成や情報収集分析体制は存在するか。
- ⑧真っ当な会社が真っ当な製品を作っているのに、公共の福祉の観点からと称して一旦禁止したうえで個別の申請に基づいて特定の場合にのみ禁止を解除する行政行為である「許可」を得なければいけないという制度は、過剰な負担を強いる制度と言わざるを得ないのではないか。

⑨オリンピックはあるが技術オリンピックはない。日本の社会や政府には特許制度のもとで競争し世界における勝敗を決めている技術に対する理解が決定的に不足し、技術者に対する敬意も評価の不充分ではないか。これでは、技術立国など夢のまた夢ではないか。

⑩・・・・・・・・

3. 経済安全保障の国際競争力に与える影響に関する視点

①特許管理や貿易管理といった受動的・防衛的 (Passive) な経済安全保障措置は、時間稼ぎ的な限定的な効果しか見込めないのに対して、国境を越えた多くの者にとって無くてはならない魅力ある技術や商品などを提供する事業を構築し続けるといった能動的・積極的 (Active) な方法こそが、経済安全保障としても有効なのではないか。

②受動的・防衛的 (Passive) な経済安全保障措置は付加価値の低減と国際競争力の劣化を招きかねないのに対して、能動的・積極的 (Active) な経済安全保障措置は付加価値の増加と国際競争力の向上をもたらすことが期待できるのではないか。この意味から見ても、受動的・防衛的 (Passive) な経済安全保障措置よりも能動的・積極的 (Active) な経済安全保障措置を重視することが必要ではないか。

③経済安全保障措置、とりわけ受動的・防衛的 (Passive) な経済安全保障措置に係る制度の透明性の欠如や運用の予見可能性の欠落は、事業・活動の委縮やイノベーションの停滞をもたらし、関係者及び日本の国際競争力に不可逆的な痛手を負わせるのではないか。

④経済安全保障措置に係る制度と運用の国際整合性の不足は、不必要な経費の増大を惹起し事業・活動の海外展開を遅らせ、付加価値の損耗や国際競争力の減衰といった大きなマイナス効果をもたらすのではないか。

⑤これまでの警視庁公安部はじめとする警察・検察のやり方は企業活動を委縮させてしまう。警察・検察は自身や組織の立場や利益の観点だけでなく、国益を考えて行動する必要があるのではないか。

⑥米国と中国や社会主義圏と自由主義圏の対立が激化する中、2023年10月には米国において半導体規制が施行され、規制分野や品目は拡大されると予想されている。一方、中国は日本企業にとって重要な取引相手であり、米国の規制に反しないように中国との取引を行い得るように配慮することが必要ではないか。経済産業省はもちろんのこと、公安部も含めて警察・検察も、諸外国の例にも鑑み、国際競争力を阻害したりすることの無いよう企業を保護・支援する観点も持ちつつ行動することが重要ではないか。

⑦前の米国トランプ政権後、経済産業省が大臣官房に経済安全保障室を設けた例に見られるように政府部内で経済安全保障がブームになり、次々と制度が設けられ

運用の強化が図られているが、それらは目的に照らし妥当な効果をもたらしているか。次々と義務や手間が増え効果に比し企業に過剰な負担を強いているのではないか。

また、無駄な負担を軽減する努力は、恒常的になされているのであろうか。

⑧こうした中、経済産業省が、国際合意から逸脱して決めた国内の規定に固執して、逆に日本の規定に合わせて国際合意を変更しようと試みるのは、如何なる理由によるのか、競争力に悪しき影響しか与えないのではないだろうか。

⑨・・・・・・・・

4. 冤罪に関する視点

①「冤罪」とは何か。

今回の事件は、「冤罪」(false charge)と言えるのか、或いは「冤罪」とは区別すべきなのか。

民事法廷で発せられた「捏造」(fabrication、invention (発明・虚構))との証言の意味・意義をどう理解すればよいのか。

事例1

第一審は、捜査当局が、1)従業員から指摘を受けたにもかかわらず輸出規制対象品に当たるかどうかを確認する温度実験を尽くさなかったこと、2)元取締役を巧みに誤解させ疲弊させたうえで技巧を凝らして供述調書にサインさせたことの2点の違法性を指摘し、損害賠償を命じた。

第一審で違法性が認定された以上、警察・検察は他者による告発を待つまでもなく、自主的自発的に違法性を指摘された捜査担当者を刑事訴追する必要があるのではないのか。この措置は、何故、違法性の高い捜査・立件が行われたのか明らかにするためにも不可欠ではないか。

第一審の指摘が、いわば「捜査ミス」、「捜査不足」という「過失」と言えるようなものであったとしても、その「過失」を犯した捜査担当者の責任は問われる必要があるのではないだろうか。

検察が刑事訴追しない場合には、検察審査会への告発が行われることになるのではないだろうか。

この場合、本事案は「冤罪」ということになるのか、ならないのか。

事例1-2

第一審は、証人尋問で捜査担当者が「捏造」であるとの証言したにもかかわらず、捜査当局が、法令の有権解釈権を有する所管省である経済産業省が問題視していないにもかかわらず独自に動き、かつ、「殺菌」の解釈について経産省見解を立件方向に捻じ曲げたことなどは認定しなかった。

控訴審では、第一審で認められたいわば「過失」に当たるような2点の違法性に加えて、本件が捜査当局による事件の「捏造」であり、いわば「故意」による犯罪で

あることが認定されるかどうか、最大の論点になっているのではないだろうか。仮に、「故意」による「捏造」であることが認定された場合に、警察・検察は他者による告発を待つまでもなく、自主的自発的に捜査担当者を訴追する必要があると思われるが、それをするであろうか、できるであろうか。この措置は、何故、違法性の高い捜査・立件が行われたのか明らかにするためにも不可欠ではないか。警察・検察による自発的な動きが無い中2024年3月に警視庁に刑事告発が行われ8ヶ月後に送検されたが僅か1ヶ月後には不起訴処分となったのは、その理由・根拠も含めて妥当と言えるのであるか。

第一審が指摘したいわば「過失」に当たる違法性に比して、いわば「故意」による「犯罪」に当たるとすれば、その刑事責任は格段に重いのではないだろうか。検察が「捏造」として訴追しない場合には、検察審査会への告発が行われることになるのではないだろうか。

この場合、本事案は「冤罪」ということになるのか、ならないのか。罪でもなく罰を受けることもないとする警察・検察の判断・理由は市民社会の理解し難いものではないだろうか。だとしたら、検察の判断を最終とすることなく、裁判所の判断を仰ぐべきではないか。それも裁判員が参加する裁判が適切なのではないか。

- ②警察・検察と外為法の 所管省で有権解釈権を有する経済産業省の役割分担・責任関係を明らかにし、警察・検察の組織としての処分や上層部の処分などを行うとともに内部牽制システムの構築などの再発防止策を策定・実施ことが必須ではないか。
- ③損害賠償に含まれるべきはどの範囲か。企業が倒産したら誰が責任を取り賠償するのか。
- ④法令の有権解釈権をもちその法令の解釈・運用などにおいて警察・検察に対しても優越する権限を有する所管省の責任は重大であり、それを全うできなかった場合には責任を問われる必要があるのではないだろうか。

事例 4

外為法（外国為替及び外国貿易法）の所管省である経済産業省は、本事案に関係して少なからざる不適切な行為を行っており、責任を免れないのではないだろうか。

国際的な合意である AG の規定と齟齬があり、かつ、曖昧な省令を発布していたことは、本事案を誘発する大きな原因となっており、所管省としての経済産業省は罪を問われる必要があるのではないか。

捜査当局の独自の省令解釈に対して明確に異論を唱えなかったことが、捜査当局が本件を立件・提訴する大きな引き金になっており、この所管省である経済産業省の子の不作為は罪に問われる必要があるのではないか。

事業者からの照会に対して、省令の対象になるかどうかの判断基準を示さず回答を先延ばしにした経済産業省の行為は、事業者に著しい不利益を惹起しており、罪を問われる必要があるのではないか。

こうした経済産業省の不適切な行為によってもたらされた損失や逸失利益は、経済産業省によって保障されるのであろうか。

外為法を所管する経産省に省令に反するか否か確認して輸出した場合、法令違反に問われるのは法令を所管する経済産業省なのか、輸出した企業なのか。後者だとしたら有権解釈権を有する所管省の意味・意義はあるのであろうか。このような経済産業省が国内において指導力を発揮することなどできるのであろうか。

ましてや、国内産業としっかりと連携しながら強い指導力を発揮している米国に比して日本が、経済産業省が、国際社会で指導力を発揮するなどというのは、夢のまた夢と言わざるを得ないのではないだろうか。

こうした状況の中で経済産業省が、逆に、日本の規定に合わせて国際合意を変更しようとして試みようとしていることを、どの様に捉えたらよいのであろうか。

⑤長期の拘留に合理性・妥当性はあるのか。

その決定の責任を問われるのは検察か裁判所か。はたまた個人か組織か。

1年半にわたり全面的に捜査に協力し証拠隠滅の懸念が高いとは考え難いものにもかかわらず、逮捕・勾留した理由は何か。

正に、自白偏重の人質司法ではないのか。

⑥公訴取消・公訴棄却に至る本件に対して、その直前に警視庁長官賞や警視総監賞を授与した警視庁の組織的な問題を明らかにするとともに上層部の責任を明らかにする必要があるのではないか。

⑦公安警察は社会に重大な影響をもたらす可能性がある組織であるが故に、その暴走は厳格に制御することが必須ではないか。

現在の警察・検察にはその役割を果たす組織が欠けているのではないか。

⑧警察・検察が入手した全ての捜査資料を裁判官及び守秘義務の基に弁護士は精査出来るシステムが不可欠ではないか。

⑨警察・検察の捜査・起訴のどこに問題があったのか。外為法を所管する経済産業省が問題としていなかった本事案について、警察・検察が捜査を開始し立件し提訴まで続けようとしたのは何故であろうか。

事例9

画期的な法令や制度の制定・改変に先駆けて、それに近い領域や関係がありそうな事案についてマスコミや国会が頻繁に取りあげ一挙に社会の関心事となる中で捜査・立件・提訴が行われる傾向があるとの指摘につきどのように評価するか。

1973年に化学物質審査規制法という初めて事前審査制度を盛り込んだ画期的な法令を制定する前に、マスコミや国会が頻繁に取り上げ大きな社会的関心事となっていた「カネミ油症」について捜査・立件・提訴が行われたが、これは社会の関心をさらに高め民間事業者に新たな大きな負担を強いる化学物質審査規制法の制定に強力な後押しになったのではないだろうか。

「カネミ油症」は米ぬか油という食品に混入したダイオキシンなどの化学物質に

起因して発症したもので既存の食品衛生法の対象範囲であり、「カネミ油症」への対処に新たな法律は必要なかったのではないか。新たに制定された化学物質審査規制法は、化学物質の環境経由の影響を対象範囲としており、「カネミ油症」とは全く係わり無いものと言わざるを得ないのではないだろうか。社会の大きな関心を集めた「カネミ油症」に関して提起された裁判は、控訴・上告を経て最高裁判所に判断が委ねられたが、結局今日に至るまで判決はだされていないが、それは何故であろうか。

⑩

5. その他の司法の制度・体制などの視点や疑問点

①

【参考資料 1】

春季討論集会(2024)予稿集から転載

今回 2025 年 2 月 28 日の春季討論集会は、昨年 2024 年 3 月 1 日に開催された春季討論集会における論議を踏まえ、その後の大川原化工機(株)を巡る事態の進展を捉えながら、多角的な視点から意見交換し論議を深めることを目指しており、それに資するために昨年の春季討論集会の予稿集の資料をここに転載する。

■ 座談会資料:1. 概要 ■

化学装置製造者の安全保障貿易管理対応

—外為法違反事件への対応の経験から—

2024年2月9日

大川原正明

大川原化工機株式会社社長

社会技術革新学会会員

1. はじめに
2. 化学装置と外国為替外国貿易法の関係
3. 国際的合意事項と日本の法律との相違
4. 事件の事例
5. 中小中堅企業における準備と対応
 - 5.1 初期の対応
 - 5.2 経済産業省やシステックなどからの質問があった時
 - 5.3 警察の家宅（会社）捜査があった時
 - 5.4 逮捕された時
 - 5.5 警察の留置施設と取調
 - 5.6 公判（公開裁判）の始まりまで
 - 5.7 起訴取り消し後の様子
 - 5.8 対応のまとめ
6. 経済安全保障について
 - 6.1 経済安全保障の考え方
 - 6.2 経済安全保障に貢献するとは
7. まとめ

1. はじめに

化学装置製造者の当社は安全貿易管理（外為法）違反として、2018年10月の第一回強制捜査、任意事情聴取、2020年3月逮捕再捜査、拘留・警察取調検事取調・起訴、保釈申請棄却、続けて別件で拘留・警察取調検事取調・起訴、保釈申請棄却、東京拘置所で長期拘留、2021年2月の保釈決定直後に病気で拘留停止中のA氏が死亡、そして2021年8月の公判（公開裁判）開始直前に検察より起訴取消申請の結果、この呪縛から解放された。この経験により学んだ点が多くあるので、関係する業種の方々の準備と対応の参考となれば幸いである。

2. 化学装置と外国為替・外国貿易法の関係

外為法第一条には、“この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする”とある。“

安全保障貿易管理 ガイダンス [入門編] 第一版 | 令和3（2021）年3月には、P3：“本ガイダンスの目的；安全保障貿易管理（輸出管理）は、先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関する懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐため、国際的な枠組みの下、各国が協調して実施しています。”とあり、また、P4：安全保障貿易管理の概要（1）安全保障貿易管理の必要性 我が国を含む先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発等を行っているような国家やテロリストに渡ること、また通常兵器を過剰に蓄積されることなどの国際的な脅威を未然に防ぐために、安全保障貿易管理が必要になります”とありさらに、“（2）安全保障貿易管理の目的 我が国を含む国際的な平和及び安全を維持すること、並びに懸念取引等に 自社が巻き込まれるリスクを回避することが目的です。”と書かれている。

しかしながら、政令；輸出令3・・・規制対象の貨物を規定、外為令4・・・規制対象の技術を規定と省令；貨物等省令5・・・規制対象の貨物や技術の機能や仕様を規定、に基づくリスト規制（国際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発に用いられる恐れの高いものを法令等でリスト化）は、**規制リスト“貨物・技術のマトリクス表”**としてあらわされているが、貨物等の中には、物質や機器や機器製造装置などが順序良く入っていない、そして、機器製造装置の特殊性についての記述が見当たらないこともある。また、日本の法令と輸出管理レジームの規制内容（これもきちんと仕様で規制しているものと、そうでないものがある）との違いが散見され、さらに、“核兵器等及び通常兵器の開発、製造などに使用される恐れのある場合に補完的輸出規制（キャッチオール規制等）を実施している。”とある。

当該規制を的確に実施するために、その手続き等について平成24（2012）年4月1日以

降下記のように取り扱う、との輸出注意事項が貿易経済協力局より発せられている。

これによるとリスト規制で該当しないと判断した貨物等は、さらに、(3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例の表（国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。）に従って、(2) 仕向地等の確認、(4) 用途の確認、(5) 需要者の確認をし、輸出者等が「明らかなき」を判断できない場合は、事前相談をし、様式を定めて多くの資料を提出し、「許可申請を行う必要があるか否かについては、事前相談書の判定欄にて回答する」とある。

即ち、実質上、「…おそれのある貨物」にリストアップされた貨物・技術などは、許可申請が必要となるであろう。でないと、いつ摘発されるかわからない。即ち、AG の規制、日本法令のリスト規制、キャッチオール規制さらに、省令等による「おそれ規制」があり、それらに対応する書類作成に関する作業が輸出企業に、重くのしかかってきている。

また、日本の場合、規制対象の装置の名前と仕様がきちりと規定されていないことと、「おそれ」「可能性」を否定するためにはこちらが反論できる証拠を作らない限り、いつ対象とされるかわからない状況であり、あえて言えばすべて種類・規模の化学装置が対象となり得ると考えなくてはならない。

加えて、経済産業省の「法令適用事前確認手続き」に基づいて照会をしても、機器や技術の該非判断、キャッチオール先でないかの調査、申請の要否は当該輸出企業の仕事でありかつ責任であり、経済産業省としては、判断はしないとしている。

3. 国際的合意事項と日本の法律との相違

経済産業省及び裁判所の判断としては、国際的合意事項（今回は、安全保障理事会の 1540 決議によって全員一致で承認された内容に基づく、Common Control List Handbooks（以下化学生物兵器の規制を担当する AG (Australia Group) によるものは AGCCL と呼ぶ）が作られている）について、尊重はするが法律を決めるのはそれぞれの国であって、さらに上乗せ規制することとその法律の解釈については、主管官庁（経済産業省）が行うことであるとされた。なお、化学生物兵器の規制を担当する AG の場合、当方が調査した 22 か国は、全て、AG の規制と同じか直訳をしている。

では具体的に何が違っているのかを、当社の場合の噴霧乾燥機（器）について見る。

- ① まず初めに、AGCCL は生物兵器の原材料などを扱うのであるから、操作・作業者の安全（曝露や感染の防止）を考慮することが基本であることが一連の装置システムに関して規制する最初のページに記載されている。これに対し、日本の法令や解釈には何も書かれていない。
- ② 次に、AGCCL には、「sterilized」と「disinfected」の定義が書かれているが、日本の法令では、「滅菌」と「殺菌」とだけ書かれており、法令の解釈においても、その定義

は公表されていない。そして、“disinfected”をAGCCLでは、“化学物質による消毒”としているのに対し、経産省では、“乾燥空気を使った熱風による殺菌操作も有効であり、殺菌は操作の種類を問わないとして、乾熱殺菌操作で、100℃で数時間にわたり容器内部を保てれば該当するとしている。容器内部の構造によって正確に温度を測ることは難しいことと、粉体が堆積した状態での温度をいかに測るかなど、基本的に定量化できないことが大きすぎて、実際に温度が何度であるのか誰も保証できない。

- ③ 第3に、AGCCLでは、Specificationで機器の性能と仕様をはっきり示されていることと、Notable Featuresとして、特徴を記載している。しかしながら、日本では、それを解説しているCISTEC（一般財団法人安全保障貿易情報センター）の“輸出管理品目ガイドダンス”には記載されているが、経済産業省は、それはあくまでも参考であって、法令の解釈とは関係しないと言っている。
- ④ 次に、日本では該非判定を製造者の責任にしており、許認可担当相である経済産業省は、製造者からの依頼では該非判定をして頂けない。これにたいして、USAでは、図書類を揃えて該非判定を“United States Department of Commerce Bureau of Industry and Security”に依頼すれば、該非判定をして頂ける。

以上のように日本においては、自分たちで、一步一步確認して、進めるしか、方法はないと言える。

4. 事件の事例

今回はまともに戦ったら、負けて有罪とされていた事例であり、過去には“セイシン企業事件”として同様なことがあり、最高裁まで行って敗訴した。ではどういうことであったのか、記載してみる。

先ずある機器（今回の場合は噴霧乾燥機）が、規制されるようになったが、その規制の法令内容があいまいである。国際的合意と違って日本は規制が厳しくても、他の国からの意見は来ない。この事件を作ることによって、自分たちの存在意義が出る。被疑者・被疑会社は弁護費用や、裁判などの時間、そして敗れた時のダメージは大きい。任意の取調の時には、過去の例として警察より何度も聞かされたことは、「ある会社は、認めて罰金を払い、拘束期間を最小にした方が、個人の体や企業に与えるダメージは少ない例がある」、「弁護士は仕事が増える方がいいからね」と。実際にやってもいないこと、納得していないことを認めることがほとんどであると言われるのはもったもである。

事件は、警察（公安部）は条例の不備を突いて、広く解釈すれば該当するとも言えるので、証拠や調書では都合の良いことだけを採用して指印させ、また、反論があれば有識者や専門家の意見を都合の良いところだけ集めて書類を作成し、経産省や、検察官を納得させ、裁判所の許可を得て、強制捜査・逮捕・拘留を続けて、自供するのを待つのである。また、今回の事件では所管官庁である経産省は、公安部に押されっぱなしであり、対象企業や同業者に対して実情の調査や意見の聴取なども行わずに、警察の行動を黙認していた

との結果となった。

今回は粉体化した菌は、溶液状や固形物内で湿熱状態と同様な場合とは異なることを、知らなかったのか隠していたのか、粉体の専門家に聞くことをしなかったのか、とにかく、その検討をされた様子が見られない。

当方は、初めから反論証拠を提出するのではなく、装置には温度が上がらない部分がある、その温度はかなり低い、装置には温度や圧力を測る取り付け座がありその温度は他の部分より低いと指摘した。また、粉体はいろいろな部分に付着堆積したら、その奥には熱風は入りづらい、堆積した粉体の内部には熱は伝わりにくいと指摘した。最後に、一番熱に弱いと言われる菌（大腸菌）を培養して噴霧乾燥した後に、250℃の熱風で9時間流した後にも、堆積した粉体の中の菌はいくらかが生きていることを、実際の機器を使って証明した。弁護士の立会実験は実に72回に及んだ。

これらのことと、警察と検察・経産省他との捜査メモを開示する予定の日に、検察は起訴取下げをしたのである。

国賠訴訟の中での警察の捏造発言の後ではあるが、検察の証言において、大腸菌と同等の乳酸菌の実験において、菌が生き残っていることを確認したことが出てきたことは、ここまで追試験をしていたかと、こちらが驚いたことである。時間があれば専門家や有識者の証言で、有罪とされる結果も作れたのではないかと思うと、“有罪率99%のプロ恐るべし”である。

5. 中小中堅企業における準備と対応

大手企業においては、法務部門や、外国貿易対応の法律事務所などに対応をお願いし、その指導によって準備を進めることで、対応はできると思われるので、中小中堅企業の対応について、当社の経験に基づき考えてみる。

5.1 初期の対応

外為法に関しては、何々の恐れがある機器・技術、何々のできる可能性のある機器・技術との記述がほとんどであるので、規制された対象の機器とその技術は仕様にかかわらず全て、貿易管理の対象の可能性があったほうが良い。

- ① ということで、まずは製造している、または取り扱っている機器が、表（安全保障ガイダンス-リスト規制一覧；経済産業省）にあるかないかを確認すること。表にある場合は、該当する可能性があるとして、会社内で、該非判定委員会、輸出管理委員会規定などを、参考書類を活用して作り、経済産業省に確認することをお勧めする。
- ② 本省又は経産局に確認する前に、同様な名称の機器が過去の事件事例であるかを調べる。（経産省のホームページより）
- ③ 機器の仕様と写真と引合先、売り込み先についての情報を調べ、当社としての該非

判定の理由書などを持って訪ねる。(中略) 返答内容の如何によらず、許可申請することが良い。その後も、”届け出の必要がない“との一筆をいただくまでは、届け出を続けることが望ましい。

該当しないと思われる機器の届け出をしない方向で進めたい場合は、弁護士を間に入れて、経産省と交渉をすることをお勧めする。検察警察と経産省の解釈の違いを防ぐためにも、念を入れられたい。

5.2 経済産業省やシステックなどからの質問があった時

直ちに(2, 3日中)に返答すること、複雑な問い合わせには時間がかかるので、いつまでに返答するかを返事することが必要である。弁護士に相談してから返答することが望ましいが、まずは返答の意思があることを伝えること。以前に同じことを返答していても、担当者が代わっていることや忘れていことがあるので、丁寧に、早く対応することが大切である。外為法第五十五条の十一、十二には、”経済産業省は、・・・指導及び助言をすることができる。“”基準を順守すべき旨の勧告をする・・・②・・・勧告にかかわる措置をとることを命ずることができる“となっており、通常は命令や告発の前に勧告、指導、助言、その前の注意や問い合わせをすることになっているようである。

もちろん助言や指導があった時にはできるだけ速やかに返答することが必要であるし、その場合は弁護士に相談するようにしたい。

5.3 警察の家宅(会社)捜査があった時

この時まで(遡ること3~12か月)に、警察(公安)の独自調査や告発による調査や実験がなされ、裁判所の令状を取ってくるので、素直に従うことになる。逆らうと公務執行妨害でその場で逮捕まで行くことがある。一方、できるだけ早く、弁護士と相談し、対策案を立てる必要がある。併せて、日本の法令や解釈と、国連の国際輸出管理レジームの発行するハンドブックなどの調査比較をする、または調査依頼する。

意図しない何らかの原因で外為法違反が出てしまったことに気づいたら、弁護士に相談して、当社が最小のダメージに収まるよう準備する。もちろん弁護士と相談して、銀行などにも連絡を行うことになる。

こちらに非がないと確信したら、弁護士と社員皆で協力して、任意取調に対応し、銀行、取引先などに、事情の説明をすることになる。日本の取調の場合は、任意・強制を問わず、弁護士の立会は許されず、メモや録音もゆるされない(中略)。なお、調書は、取調官の都合の良いようにまとめられることが普通であるので、十分注意をする必要がある。

任意取調の期間中に、弁護士と打ち合わせをし、事実とは違っていても法律的に90%以上の確率で勝てる場合を除き、認めざるを得ないケースがある。また、検察・警察と戦うのであれば、資金繰りに十分な余裕が必要となる。弁護士費用として当面約1億円、

受注している装置の発注（協力会社等による）の代行費用として年売上額の2割程度の現金預金は必要になることを覚悟されたい。

また、捜査後全ての機器は該当として経産省に許可申請を行ってきたが、2023年より当社の責任で一部の機器（実験で温度状態がほぼ同等と確認できた機器）は非該当とすることが経産省と合意された。しかし、いまだ新しい担当者からは、なぜ該当ですかとの質問が出ている。

5.4 逮捕された時

逮捕されると、直後に調書・弁解録取をとられる。これはほとんど警察の都合の良いことばかり書いてあるので、できるだけ内容の変更を求めることと、内容について不十分として、しつこく署名を拒否することである。それでも署名をしてしまうことになると思うが、この抵抗があるかないかではそのあとが違うので、できるだけ頑張りたい。翌日、法務省で検事調べを受ける（その前に弁護士との面談ができる）。翌々日、形式的に裁判所で20日間の拘留の決定を受ける。

逮捕後、翌日の弁護士との面談で、「この裁判に勝ちたければ、黙秘をお願いします。けっして、反論してはいけません。（もし、言いたいことがあれば、）裁判の時に話します、とってください。」「初回の検事の取調では、容疑を否認することは良いですが、それ以上は話さないでください。黙秘しますとってください。」「また、「そのことは弁護士から言われたかと質問されるので、助言はされたが、あくまでも自身の考え、自身の判断であると話してください。」と言われた。それ以外にも、警察の取調では、悪い弁護士が多い、検事はいいい人もいる、ことなど、実に多くのことを聞かされた。いまは、本当に弁護士の言葉が正しかったと思っている。

5.5 警察の留置施設と取調

一つの案件で、取り調べは20日間であるが、ほとんどのケースで、一案件追加は裁判所で認められるので、その間の手続きを含め45日間の拘留は覚悟するように、弁護士から言われ、取調に臨んだ。実際はコロナ COVID19の影響で、1案件目2.5ヶ月、2案件目1.5ヶ月計4か月の警察留置施設での拘留が続き、その後東京拘置所に移された。

取調日の40日はきっちり守られ、検察官の取調は約20回、警察の取調は約30回で、いずれも一日1～2回で、1～2時間であり、弁護士との面会もほぼ毎日行っていた。

警察署でのご飯は冷や飯であり、私にとってはこれによって下痢状態になることをいかに防ぎ、取調で黙秘を続け、調書にサインしないかの競争であった。

次々に入れ替わる留置室仲間（2～5人）とけんかしないで仲良く過ごし、弁護士との面会で不満を聞いていただくことが励みとし、一方、両手錠腰縄で警察や法務省の建物の取調室に移動し、片手錠で椅子に縄で縛られ、警察の取調官や検察官の話に、裁判の

時に話すに応じてただの日々を過ごす。

まずは、人質司法の一端を味わった。

トランプ元大統領の起訴を見ても、4/4 ‘23 の時は弁護士が付いており、出頭することはあっても拘束・拘留されることはない。他人に危害を与える凶悪犯以外は、拘束されることなく裁判で争われるのが民主国家であるのだろう。

とにかく、黙秘と調書に署名をしないことが大切であると学んだ。

5.6 公判（公開裁判）の始まりまで

起訴が決定し、弁護士がすぐに保釈を申請するも、’口裏合わせによる証拠隠滅の恐れあり、逃亡の恐れあり、検察側証拠を認めていない’で、検察が反対し、裁判所がそれに従う判決が出る。A氏は逮捕後4か月の警察の拘留から東京拘置所に移された時には初期のがんの疑いが出ていたがそのままにされ、さらに2か月後の9月にA氏が病に倒れたが保釈は認められない、2か月後に執行停止が出され外部の病院に運ばれたが、もう手の付けられない状態であり、身柄拘束後11か月で保釈されることなく、死去された。残りの二人も11か月の拘束の後、やっと保釈されたが、起訴取消（公判開始）までさらに約6か月の間、社員との接触は禁止された。

起訴が決定し拘留が続く中で、公判前手続期間でのこちらの文書による反論に対し、検察からはなかなか反論証拠が示されず、さらにこちらが突っ込んだ反論をすると殺菌の解釈まで変えての証拠を提出してくる。こちらが国際的な合意内容（ハンドブック）と異なるのではないかと言うと日本独自に解釈し法律となっているという。さらに粉体の場合は違っているのではと投げかけると、権威者の大学教授はこの方法で十分証明できると言ってくる。次には、温度の上がない場所の具体的な温度を示す実験結果を出す。最後に実際の細菌を培養し、噴霧乾燥させ、さらに9時間を超えて装置の限度最高温度で運転した後、堆積付着した粉の中の菌の生存を確認する試験を行った報告書を、裁判所と検察に提出した。また、こちらは捜査メモの提出も求めていた。そして、翌火曜に予定されていた初公判の直前の金曜日に、起訴が取り消された。

（中略）

反論も、相手の手筋を読んで、徐々に詰めていく手法が良いことを改めて学んだ。

5.7 起訴取り消し後の様子

検察は、記者会見し“規制対象外の可能性を排除できない”とだけの理由説明で、“起訴取り下げを申請したので、この件はこれで終わりとする、他に言うことはありません、”で、終わりでした。

この後、当方は、刑事補償訴訟と国家賠償請求訴訟を起こしている。刑事補償については、2021年12月7日東京地裁より、無罪判決を受けるべき十分な理由があるとの決定を受けたが、国家賠償訴訟は、いまだ先が見えない状態であった。この後2023

年6月30日の裁判（第12回公判）での現職の警察官から当社寄りの証言、特に“事件は捏造ですね”との発言が出て、各報道機関が取り上げると共に、9/24のNHKスペシャルに取り上げられたことによって、当方向きの風が吹き始めている。

逮捕起訴後から1年半続いた部品供給の止められた大手供給メーカーとの取引は、起訴取消後、再開されつつあるが、さらに銀行との通常取引に戻るまで半年がかかった。

この間ずっと国内顧客からは、従来通りの取引をして頂いており、感謝している。

また、起訴取消決定の約2年後に、さらに多くの自主実験を行った結果を示し、経産省との弁護士の参加した打ち合わせを重ねた末、やっと、測定口付きのパイロットスケールの機器については、該当としなくても良いとの回答をいただいた。そして、他の機種については引き続き該当として許可申請を続けている。

また、2023年12月27日に東京地方裁判所の判決があり、裁判官は当方の主張を相当多く認め、都と国の責任で賠償金を支払うようにされた。なお、2024年1月10日に都と国は控訴したので、それを受けて“技のかけ逃げを防ぐ”意味で、当方も高裁に控訴をした。

5.8 対応のまとめ

戦いはできるだけ避けることが望ましいので、自分たちは完全に該当しないと思っても、リストに挙げられているもの（物質・機器等）は、許可申請の打診をするのが無難である。そして、申請不要と言われるまで、申請することである。申請業務を繰り返すことによって、このような事件を減じることができる。

もし、公安警察の事件とされたら、99%の有罪が普通であると覚悟し、対応を考える必要があり、有力な弁護士と一緒に対処することである。

6. 経済安全保障について

6.1 経済安全保障の考え方について

日本は憲法により国際平和を希求するために、国際紛争を解決する手段としては、武力の威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。としている。そしてその中で世界の中で尊重される国になるとされている。そして、小資源、小エネルギー源、自然災害も多い国でありながら、このことを実現するために、ものづくり、技術立国、貿易立国を目指してきた。そして1980年代後半にはGDPで世界2位になり、対外援助や有償無償の円借款で発展途上国を支えてきた。しかし、現在は、GDPで米国に差をつけられ、2010年代に中国に抜かれ、2023年にはドイツに抜かれ4位となり、すぐ後ろにはインドが迫っている。また、最近では貿易収支が赤字となり、貿易外収支の上昇で何とか対外収支は黒字を保っている状態であり、紛争を解決、または避ける手段としての経済力の立て直し、経済安全保障力の増強が叫ばれるようになったと理解している。

特に中国の工業力の台頭が著しいことが、主因であろう。

6.2 経済安全保障に貢献するとは

経済安全保障の増強についてみると、半導体や半導体材料・電子部材の技術についての備えを声高に叫び、日本の技術流出の脅威を言い、外為法の機能強化？を言っている人たちがいる。日本の優れた技術とは、どういうことであろうか。技術・技能の本質を理解しているのだろうか？

特許の出願件数、製造能力数量、では世界でトップになってきている中国、科学系ノーベル賞や、IT産業では、群を抜いている米国、製造業で確実な力を持っているドイツ、人口で最大のインド、これらの中で、“経済”を強くする一つの重要なことが“技術力”であると考えれば、果たして、技術の中の製造技術・量産技術に限ってよいのだろうか？もちろん、最小限、またはある程度の力は割いていかなければならないことは当然である。

しかしながら、どこに重点を置いて進めていくかの再考を促したい。特に先端技術、基礎技術についてである。基礎技術は主に大学や公設の研究機関と大企業の一部が担っているが、先端技術、いわゆる世界と競争できる技術は、この人たちに加えて、技術系ベンチャー企業や中小企業が担っている。この先端技術を強めなければ、やがてボリュームの大きい国に抜かれてしまう。先端技術の競争は世界を相手にしなければならない。相手を選んでいたら、遅れることがある。特許の世界、学術論文の世界が最も顕著であり、世界中に公表されるし評価される。先端技術の分野でも同じであり、特許は公開される。しかしながら、実用化技術はそれに加えて、経験や技能の割合が多く、また、周辺技術や支援技術の整備状況も大きい。現在実用化技術（代表的には自動車）分野で、ドイツと日本が進んでいるとの状況がその表れと言える。

現在ドイツはEU圏という日本の数倍の市場規模で、自由に経済活動をしており、さらに貿易も盛んである。それに対し、日本は小さな経済圏であり、輸出を通じてしか経済圏を広げる手段がない。その日本は、最小限の貿易管理の下での貿易を保証（貿易管理法の第一条には、最小限の規制で貿易の振興をはかると記してある）しないと、技術開発力が限定され、世界での技術競争に勝てなくなるのではないか。即ち、開発・研究の原資をどこからいただいているかである。国内の企業や、国民からいただくのか？海外を含め広くいただくかである。

残念ながら、昨今の化学工学会、機械工学会、粉体工学会などの集まりでの、産学の研究・開発者のボヤキが聞かれる。

現政権（岸田首相）が、“経済、経済、経済”と経済力を高め、豊かになり、さらに他国への働きかけができるように願うのであれば、ぜひ、こちらの方面の検討をすべきである。

7. まとめ

この事件の背景を含めて、経済安全保障について、今回は考えを述べさせていただいた。また一部であるが人質司法について触れさせて頂いた。

日本の司法制度の現状では、このような事件は今後も多く起きることは避けられないので、それに対する準備をすることはどうしても避けられない。これとともに、このような事件が起こることを最小とするためには、司法制度において権力を持つ側と対象とされる側が対等に近くなる必要がある。①任意の聴取や、逮捕後の刑事調べ、参考人の聴取や検事の事情聴取、などに、弁護人の立会を認めること、録音、メモの自由を認めること、②他人に被害・損害や暴行・殺傷をあたえない犯罪においては、原則逮捕はしてはいけないとすることが、当たり前になることを望みたい。トランプ前大統領の今の状況が物語るように、起訴されても弁護士同行で出頭はするが、逮捕拘束されることは考えられないことである。このことが冤罪事件の温床を許すことになっている。

この事件の解決にあたって、社員とその家族の頑張りに感謝するとともに、応援していただいた皆様に、深く感謝いたします。

外為法冤罪事件と人質司法の実態

“化学装置製造者の安全保障貿易管理対応”

——外為法違反事件の対応の経験から——

発表補助資料

大川原化工機(株)
大川原正明
2024年3月1日



大川原化工機株式会社の概要

- 1980年3月設立；横浜市都築区池辺町3847
- 従業員数;約100人（非常勤、出向者含み）
- 試験設備;粉体技術研究所；富士宮市山宮、 営業所；大阪市北区豊崎
- 試験設備は、直径0.2mのラボ型から3.0mの中規模パイロット機まで、食品から電子部品、漢方薬、超硬合金の造粒乾燥の試験・試作ができるように約20種類をそろえている。
- 最近の業績

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
• 受注高（億円）	31.6	18.5	31.2	30.4	（ 45 ）
• 売上高（億円）	31.8	23.3	21.4	30.8	（ 32 ）

外為法事件の概況

- 2018.10.03 強制家宅搜索;任意の事情聴取開始;社員に対し延べ約290回;内私40回
- 2020.03.11 3人逮捕勾留、7月東京拘置所移送;9月中旬:相嶋氏倒れる
- 2021.02.05 保釈決定、2.7相嶋氏死去
- 08.02 裁判所の公訴棄却決定、身体・精神的拘留が解ける。
- 09.08 刑事補償、国家賠償の訴訟提出.10.27初公判
- 12.07 刑事補償決定;無罪と認められる事由ありと明記
- 2022.11.16 NHK;クローズアップ現代で報道される
- 2023.06.30 第12回公判;警察4人尋問で内2人から好都合証拠のみ採用、捏造の証言。この発言でやっと世の中で、無実と認められる。
- 2023.09.24 NHK;スペシャルで報道される。7月からこの間、日テレ、テレ朝、アベマ、及び、読売新聞、朝日、毎日、東京、日経などで報道される。また、週刊新潮、東洋経済などで取り上げられる。
- 2023.11.27 NHK;あさイチ;人質司法放送。
- 2023.12.23 NHK;Eテレ;1時間特番放送。

外為法・留置・拘留の実際-1

大川原化工機(株);大川原正明

1982年;国連の生物化学兵器禁止条約に日本締結、その後5つの輸出管理レジームAG他作られる

2001年9月11日米国;同時多発テロが起きる。この中で、炭疽菌封筒事件(初の生物兵器テロ事件)が起きる。

2004年国連安保理決議1540採択(テロリスト対策等を強化)

2010年AG(オーストラリアグループ)で噴霧乾燥器が規制品目に追加

2013年9月;経済産業省が省令を改正、当社平均輸出台数;10台/年。

2016年6月;RL-5をBASFの中国子会社に輸出、警察が2017.7頃から捜査開始、

2018年2月;L-8iをLGの韓国子会社に輸出、14年~18年9月まで約60台輸出、RL,NLとL-8iは10台。

2018年10月3日;捜査押収、任意聴取始まる。1年半続く。

2020年3/11;3人逮捕;警視庁中央警察署での留置・取調、3/30起訴、5/25月島署に移送、5/26;再逮捕取調継続、6/16追起訴、6/23保釈却下、拘置所に移送まで4か月間留置、

7/10~2021.2.4東京拘置所に約7か月拘留、合計332日間の身体拘留(人質司法)。

2021年2/5;6回目で保釈決定、2/7相嶋さん死去、7/16公判前整理打合せ(8/3公判開始予定)

7/30;検察の起訴取消申請、8/2裁判所の公訴棄却決定、身体・精神的拘留が解ける。

9/8;刑事補償、国家賠償の訴訟提出、10/27初公判。21年12/7;刑事補償決定;無罪と認められる事由ありと明記

22年2/9第2回、5/13第3回、7/13第4回、11/11第5回、23年1/27第6回、3/1第7回、4/28第8回、6/2第9回、6/16第10回;原告尋問、6/23第11回;原告警察尋問、6/30第12回;警察4人尋問、7/5経産・検察尋問、9/15第13回結審12/27第14回判決:勝訴、24年1/10都・国控訴、それに対して当方も控訴。

外為法・公訴棄却後・国家賠償訴訟の実際

2021年 9/8；刑事補償、国家賠償の訴訟提出、

10/27初公判；意見陳述（大川原、相嶋遺族代表）、訴状、文書送付委託書提出、
都、国は“いずれも却下すべき”との答弁書提出。

2021年12/7；刑事補償決定；無罪と認められる事由ありと明記、

2020年3月より2022年2月までの2年間、銀行からの融資業務が停止される。

2022年 2/9 第2回；国都から準備書面（1）意見書が提出される。

5/13 第3回；調査囑託申立書提出、国都からそれぞれ、準備書面（2）提出。裁判官が、争点1から5を提示。

7/13 第4回；第1,2,3,4の準備書面提出。国・都からそれぞれ意見書と上申書がでる。第3については別訴にする。。

11/11 第5回；意見書・第5準備書面提出、国・都から意見書、準備書面（3）、証拠説明書が出される。

2023年1/27 第6回；文書提出命令申立書提出。都から準備書面（3）、証拠説明書が提出される。人証の予定者を上げる。

○ 2/27（亡相嶋氏訴訟）口頭弁論開催；訴状提出、次回4/12はWeb開催する。

3/1 進行協議と第7回口頭弁論；反論の準備書面提出。次回4/28、次々回6/2、その後人証で、6/16,23,30,7/5予定。

- 6/16 第10回；原告尋問、6/23 第11回；原告警察尋問、6/30 第12回；警察4人尋問、7/5 経産・検察尋問、9/15 結審 12/27判決（勝訴）。
- 6/30'23；現職警部補2人より、“事件は捏造。”立件に必要な証拠だけを採用”との発言が出る。
- 翌7/1より報道が“事件は捏造＝無実”と報道。

刑事補償決定前後の毎日新聞・朝日新聞・読売新聞の記事（取消後約4か月後）



2021.10.24



2021.11.05



2021.12.12

現役警察官の“捏造” 証言後の記事 (2023年9月)



週刊 東洋経済 2023年9/9号

- “公安のでっち上げを起訴した東京地検のずさん”とあるが？
- “最大の難関は経産省だった”とあるが？
- あいまいな法令文が主因
- さらに国際的な協調と合わない法令体系と文章
- “解釈“が”おそれ”と“可能性”でなんとでもとれる。(規制者の自由が根っこにある。)

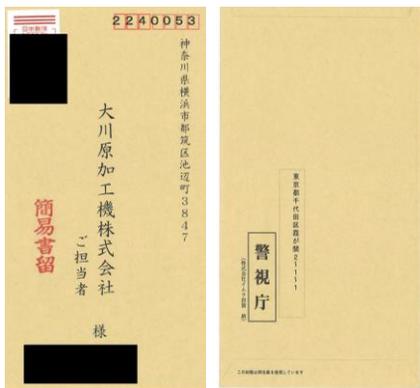


週刊東洋経済 2023年9/9号

- 特捜検察の証拠集め・供述聴取・裁判所対策の手法20-
- 1 ストーリー優先の証拠集め
- 2 客観的事実や科学的分析にはあえて目をつぶる
- 3 供述調書は検事が作文する
- 4 不都合な証拠を隠蔽・改竄・破棄する
-
- 17 供述調書に化粧を施して真実らしさを装う
-



2020年11月（二人は東京拘置所、相嶋氏は病院に移った頃） 匿名での内部告発者からの手紙（2024年10月；結審後に公表）



大川原加工機 刑事裁判 二担当者様

匿名での文章で大変申し訳ありません。

地方公務員法に抵触するおそれがあることから、本名を明かさず、文面にて連絡させていただきます。不審と感じることも存じますが、ご容赦願います。

現在、貴社社長他2名が逮捕・勾留されていることは存じています。

貴社の故意性や認識について、「ないもの」を貴社側が証明することは難しいところ、警察側の証拠も直接的ではなく、見解に溝がある状態ではないかと察しております。

担当蔵入に記しますと、

警察側に [redacted] 検表員がおり、貴社へも何度か出入りしていると記憶しています。

彼は、貴社側に立った見解を持っており、警察組織の意向とは関係なく自分の意見を貫くタイプの人間です。 [redacted]

警察側の提示資料内に [redacted] という名前があれば、彼を証人として呼び、裁判官の前で話せる時間を設けることで、他国類似製品の該非・貴社の製品性能・国内品の性能と該非・法令解釈の変遷・経済産業省の該非判断時期や基準、貴社製品を該当とした経緯等々、貴社に有益かつ警察側に不利益となる情報が明らかになると確信しています。

貴社が無罪になることと感じてはおりますが、もし裁判において決め手に欠ける状態であれば、前記の件をご検討下さい。

恣意的な内容であり、他者任せの不甲斐ないものではございますが、信じていただき、警察側には内密にいただければ助かります。

2020年11月

軍縮・不拡散・原子力の平和利用と 輸出管理レジーム（国連；安全保障委員会）

- 原子力供給国グループ（NSG）；核不拡散に貢献（原子力関連資機材・技術の輸出管理）
- ザンガー委員会（ZC）；核不拡散に貢献（原子力専用品のみを輸出管理対象）
- **オーストラリアグループ（AG）；生物・化学兵器の拡散防止**
（当社の事件の規制を決めている）
- ミサイル技術管理レジーム（MTCR）；大量破壊兵器を運搬可能なミサイルを対象
（セイシン企業事件（ジェットミル）の規制を決めている）
- ワッセナー・アレンジメント（WA）；通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転

生物兵器の拡散防止（外務省ホームページより）

- 生物兵器禁止条約（BWC）とオーストラリア・グループ（AG）は、生物兵器の拡散防止を目的とした国際的な取組である
- AGは特定の生物兵器関連資機材の輸出管理を通じ、BWCの実効性を担保する役割
- （AG）は、92年より特定の生物剤及び生物兵器関連資機材・技術の規制を開始
- AGでは、**2001年9月11日の対米連続テロ事件及びその後の炭疽菌テロ**以降、化学・生物兵器（CBW）の拡散防止とCBWテロ対策の観点から、その機能強化が図られてきた。2002年の総会において、右機能強化の一環として、AGガイドライン（輸出管理を行うに際し、参加各国が守るべき規範を明文化したものを）を採択した。
- 輸出管理の実施は各参加国の国内法令（外為法）に基づき実施。規制対象は(a)化学・生物剤、(b)関連設備（発酵槽、遠心分離機、凍結乾燥器等）及びの関連技術・ソフトウェア。
- 2013年に**該当の仕様を持つ噴霧乾燥器**が追加される。

外為法による噴霧乾燥器等の規制要件

- **リスト規制とキャッチオール規制の2つがある。**
- 「リスト規制」とは、外為法上の輸出規制の対象となる物品の要件を定めている
- 「キャッチオール規制」とは、輸出先と用途を規制したものである。
- 当社は、**引合先がキャッチオール規制先に当たらないこと（平和利用であること）を確認した後、商談を進め、全ての輸出案件について、契約時には用途の制限と転用しないことを誓約項に入れること**を条件にしている。

これに加えて、外為法該当品は輸出申請を行い許可を得て輸出することとしている。（10/31'21現在、全ての噴霧乾燥器についての許可申請を続けている）

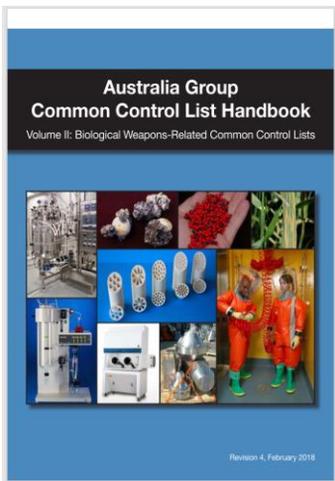
- 当社の定型機（少なくともL-8i,RL-5；他のパイロットスケール機は確認中）に**測定口があり、運転後熱風を送り続けても堆積した粉体中の大腸菌は生きており、殺菌できるに当てはまらない。**（反論証拠として裁判所（検察）に提出済）
- なお、該当範囲の解釈について弁護士を通して経産省と打ち合わせをしているので、今後徐々に定まってくると思われる。**9/2'22現在、進んでいない。**

10/6'23現在；乾熱下で大腸菌が生きていること（リスト中の一つの菌でも殺菌できないこと）を証明できた装置のみ非該当と認められている。

AGガイドライン

前文16頁本文340頁

日本もAGのメンバー



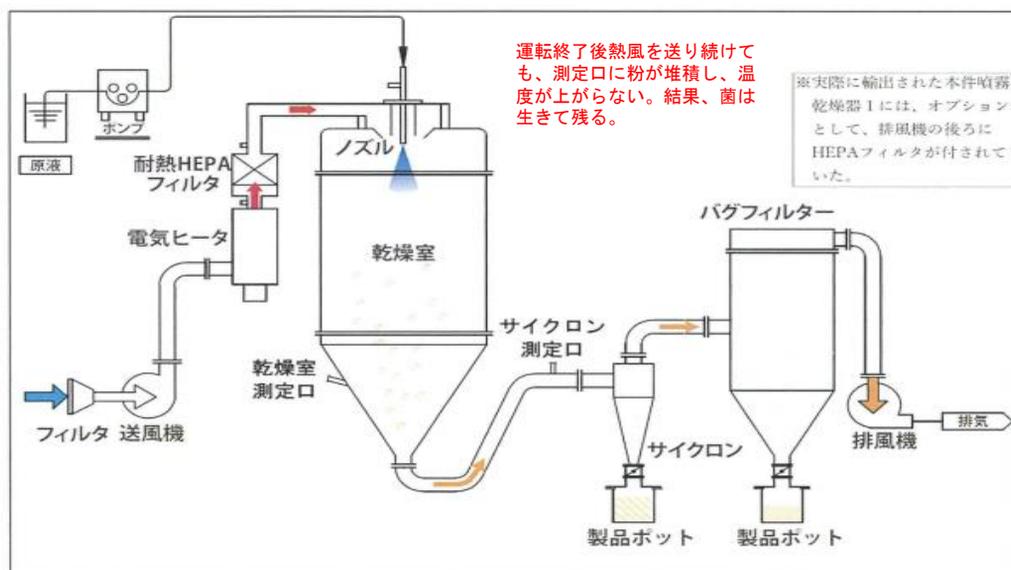
ハ定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものとはAGにおける定義は、以下の通り

Technical note: In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect. 'Disinfection' and 'sterilization' are distinct from 'sanitization', the latter referring to cleaning procedures designed to lower the microbial content of equipment without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability.

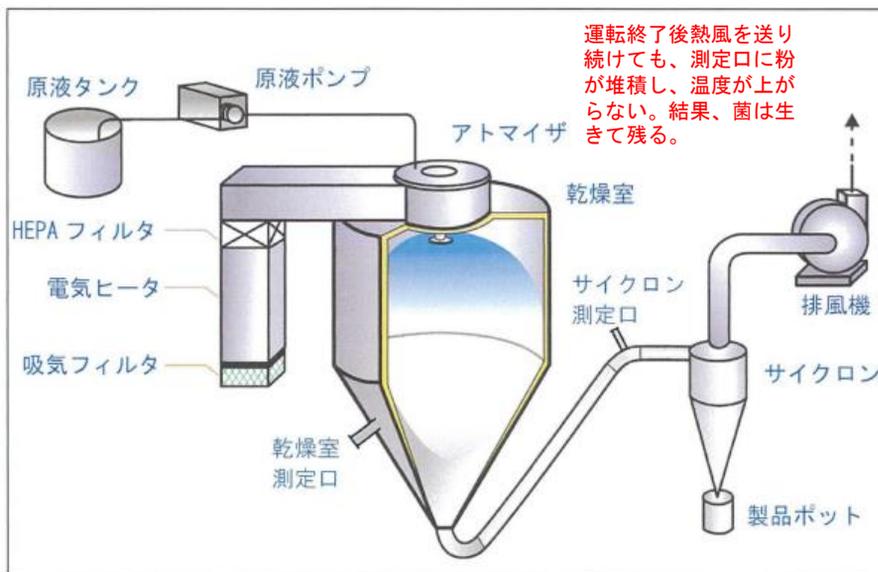
(和訳)

テクニカルノート：本規制において、「sterilized」（滅菌）とは、物理的手法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味する。「disinfected」（消毒）とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する。「disinfection」（消毒）及び「sterilization」（滅菌）は「sanitization」（洗浄）と区別される。後者は、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要とせず、装置の微生物量を低減するよう設計された洗浄手順を指す。

本件噴霧乾燥器 1（RL-5型）・基本モデル図



本件噴霧乾燥器 2 (L-8i型) ・基本モデル図



逮捕・勾留の経緯

- 2020年3/11；逮捕、警察署での留置・取調、3/30起訴、4/6保釈請求；大川原、島田、相嶋（1）
- 5/26；再逮捕、取調継続、6/16追起訴、6/18保釈請求（2）
- 7/10；東京拘置所に移送。・・・・・・・・・・・・・・・・・・警察の留置施設に4か月＝120日留置される。
- 8/26；公判整理手続き、争点整理が8/14まで行われ、保釈請求（3）
- 9/29；相嶋さん緊急入院・治療の必要性から保釈請求（4）
- 10/19；相嶋さん悪性腫瘍と診断され、保釈請求（5）
- 11/05；相嶋さん、拘留執行停止決定、その後順次延長
- 12/01；主張・証拠の整理が進み保釈請求；相嶋（6）、大川原・島田（4）（以下同様の回数表示）
- 12/25；第3回打合せ期日（12/9）を経て、多くの証拠に同意した後に保釈請求（7）、(5)
- 12/28；地裁が保釈決定をしたが、準抗告がなされ、保釈請求が却下された
- 2021年1/29；第4回打合せ期日（1/18）を経て、保釈請求（8）、(6)
- 2/5；2/4地裁が保釈許可決定後、準抗告、東京高裁が準抗告を棄却。
- 2021年2/5；島田、大川原が6回目まで保釈・・・・・・・・・・・・・・・・東京拘置所に7か月＝210日拘留、合計約330日の拘留
- 2/7；相嶋さん死亡。
- 3/4；第5回打合せ期日、3/30第6回打合せ期日、5/7第7回打合せ期日、5/28第8回打合せ期日、
- 6/23；第1回公判前整理手続き期日、
- 7/16；第2回公判前整理手続き期日、8/3公判開始予定を決定
- 7/30；検察官が公訴取消申立書を提出、8/2；公訴棄却決定。・・・・・・・・約1年半の間、会社・社員との直接連絡付けられず

弁護人の予定主張書面と証拠調べ請求書（証拠調）の提出 （反論書と反論実験報告の提出）

- | 日付 | 事実 | / | 内容 |
|-------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|
| 2020/3/11 | 逮捕勾留 | / | 逮捕後の検事調べ、警察取調開始ー'21/2/5保釈 |
| 2020/8/14 | 予定主張（1） | / | 反論（1） 解釈と事実について疑義がある |
| 10/19 | 証拠調（1） | / | 反証（1）；温度の低い部分がある |
| 11/6 | 予定主張（2） | / | 反論（2）；解釈について |
| 2021/1/18 | 予定主張（3）、証拠調 | / | 反証（2） 粉体は熱を伝えにくい |
| 3/30 | 証拠調（3） | / | 反証（3）；測定口の温度は90℃より低く50℃位 |
| 5/7 | 証拠調（4） | / | 反証（4）；粉体化した菌はより高温に耐える。 |
| 5/28 | 予定主張（5）、証拠調（5） | / | 反証（5）；堆積粉体は測定口などを狭くし熱が伝わりにくい。 |
| 6/21 | 証拠調（6） | / | 反証（6）；大腸菌での乾熱運転で生菌有（RL-5） |
| 6/22 | 予定主張（6）、証拠調（7） | / | 反論（6）；反証（7） 大腸菌での乾熱運転で生菌有（L-8i） |
| 6/23 | 第1回公判前整理手続期日（小人数制限） | 、7/15 | 予定主張（7） |
| 7/16 | 第2回公判前整理手続期日（初参加） | / | 捜査資料開示再請求、8/3公判開始、証人尋問日程の確認 |
| 7/30（金） | 捜査資料開示予定日、検察官が公訴取消申立書を提出、検察記者会見 | | |
| 2021/8/2（月） | 裁判所により公訴棄却決定される、弁護団記者会見 | | |

気持ちを支えたもの

- 家族や社員や友人らの励ましの言葉に加えて、
- 中村天風 師の言葉
 - 怒らない
 - 悲しまない
 - 恐れない
 - 王貞治・大谷翔平・稲盛和夫が読み学んでいた。
 - 悲しい時には悲しんでよい、怒りを感じた時には怒っても良い、
 - しかし、悲しみや怒りにとらわれてはいけない。
 - どんな逆境も、積極精神で切り開いていける。
- もちろん、信頼できる弁護人（有能な弁護人を集めまとめられる人）がいなければ勝てない。

逮捕勾留後の警察・検察の取り調べの概略（主に被疑者ノートからのコピー）

警察官(司取)への取調の経緯の概略(検調も含む)

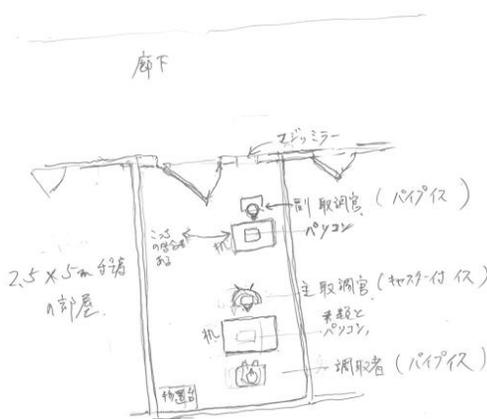
- (428) 2018年 10月3日 自宅、会社(本社、岩塚、大阪管、宮土)、福、福宅に捜査押収済み。
2018年 12月(11月?) 島田と中心に数人からの任意取調が繰り返され、続いた。
- (430) 2019年 1月 ~ 無休日取調の回復、平日の取調に代わり、4回/月/曜日/回
(令二) 2020年 3月10日 取調官は1日3月2日3月3日(2019年)で、合計多数回続く。
- (R2) 2020年 3月11日 自宅捜査押収後、本社移動、捜査押収、逮捕、純取調(50分所住) 中絶
2020年 3月12日 福田取調(午前)、高田と面談、3月13日 地裁(世帯裁判)押収決定。
3月13日取調再開(2回/日/時/分/秒) 3/13(10), 3/14(8.0), 3/15(3.1), 3/16(3.0)
3/17(3.0), 3/18(2.5), 3/19(検取調(10)), 3/20(検取調(10)), 3/21(12)T, 3/22(3.0)
3/23(3.0), 3/24(3.0), 3/25(2.0), 3/26(福田取調(10)), 3/27(地裁), 3/28(3.0), 3/29(高田)
3/30(福田取調(10)), 3/31(0.5)起訴後内容不明、2020年3月25日(5日)内) 3/31(高田)
5月26日(令二)再逮捕(5/25日島田署に接収)、高田と面談、5/26(大島/福田(3.0)), 5/27(高田/高田(1.0))
5/28(地裁), 5/29(3.0), 5/30(3.0), 5/31(1.0)T, 6/1(高田)T, 6/2(高田)T, 6/3(高田)T, 6/4(高田)T = 福田取調(10)
6/5(高田(3.0)), 6/6(高田), 6/7(高田), 6/8(高田), 6/9(高田) = 福田取調(10), 6/10(高田) = 高田(2.0), 6/11(高田) = 高田(2.0), 6/12(高田) = 高田(2.0)
6/13(高田) = 高田(2.0), 6/14(高田) = 高田(2.0), 6/15(高田) = 高田(2.0), 6/16(高田) = 高田(2.0), 6/17(高田) = 高田(2.0), 6/18(高田) = 高田(2.0), 6/19(高田) = 高田(2.0), 6/20(高田) = 高田(2.0), 6/21(高田) = 高田(2.0), 6/22(高田) = 高田(2.0), 6/23(高田) = 高田(2.0), 6/24(高田) = 高田(2.0), 6/25(高田) = 高田(2.0), 6/26(高田) = 高田(2.0), 6/27(高田) = 高田(2.0), 6/28(高田) = 高田(2.0), 6/29(高田) = 高田(2.0), 6/30(高田) = 高田(2.0)

- 3.11 逮捕(警庁→検察(午前10時過ぎ))
3.30 起訴
5.25(令二) 一押→月直へ
5.26 再逮捕
5.28 証人等の資料変更
6.15 追加取調 — 中国、韓国、台湾、香港、海外在住者
6.16 弁論併合決定 — 会社及び個人の弁論併合の決定
6.23 検取押下した。検取押下に移す
8.13 公判調書の再提出
8.27 保釈申請
9.01 保釈押下した
- 5/26 ~ 6/10 警察 25回、検取取調 4回、地裁 2回
警察 8回、検取取調 19回、
警察 33回(50回)、検取 18回(18.1回)

任意取調（原宿署）の様子（テレビ放送の取り調べシーンとほぼ同じ）

2~8時(平均4時/回), 期間 99.1~2021年 計 91回
(1/21) (2/6/20)

主取調官(司法警察官) 警部補 盗問役
副取調官() 巡査部長 書記役





外側だけの
ドアノブ

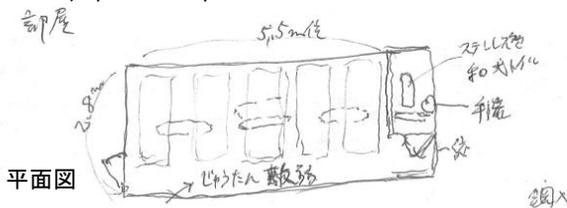


警察署の留置施設 (この部屋の中に2~6人が入る)

中央署留置施設 (部屋 (5人部屋) と風呂場 (4人))

(3/11~5/25'20)

部屋

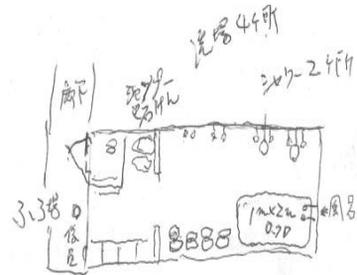


平面図



立面図

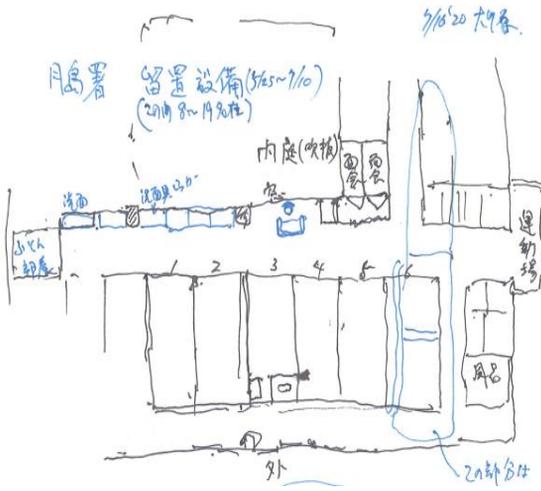
照明: 昼天井左右2灯(40W), (16LX)
夜天井中央1灯(60W少し暗い)
(16LX) (初手)



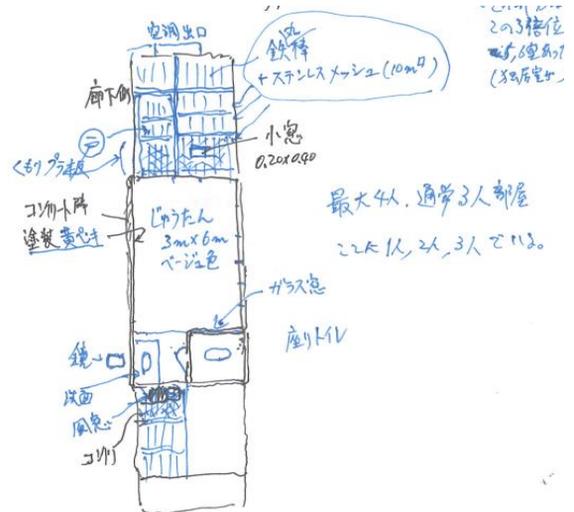
1回/5分(月金水木)20分/回
4人で1回(20分)に20分と20分
10分, 5分所10分程度

風呂場の平面図

月島署;留置設備 (5/25~7/10'20) (5人部屋; 最大4人)



留置施設の全体平面図



留置部屋の展開図

逮捕後の警察取調 (0.5~3時間/回、1~3回/日)

逮捕後の警察取調の様子

1回0.5~3時間, 1~3回/日 初回1.4時間, 2回目, 再逮捕後5日以内8回, 合計32回, 5~2時間
 主取調官(司警察道) 警部補 2人が交代で質問してくる。
 副 (") 巡査部長
 留置場にて両手錠と腰縄を付し, 留置管理室の副取調官に引き渡す。
 別階の取調室に移動, 入室後, 腰縄を付し, 体と固定した後に
 両手錠と片手錠と付し, 尋問に移す。

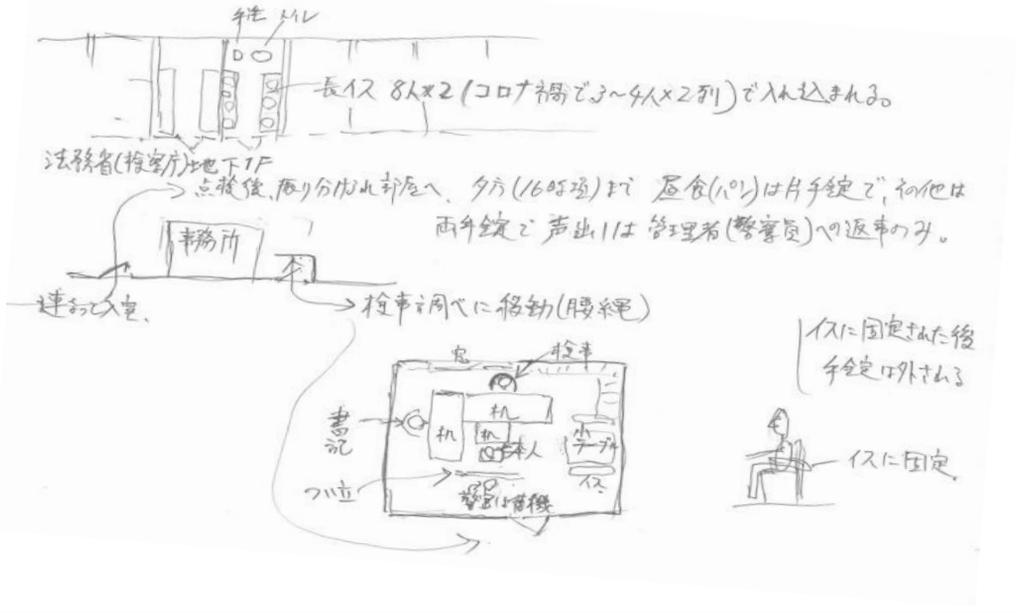
廊下



取調室平面図

何も持たず物に手錠, 取調室に入り, 1~3時間尋問と録音。
 この日は「裁判の時」以外に事件に関する事は黙秘を頼む。
 「体の調子は」に「良い」と答える。カメラ撮影の毎日。
 取調時間(時刻)の記載のみに指紋を押す。
 その後, 手錠, 腰縄で, 留置場に戻す。

検事取調 (警察留置所から法務省地下牢で留置;両手錠で食事の時のみ片手錠に、警官と検事室へ;腰縄両手錠で連れられ、椅子に括り付け片手錠にしたまま)



警察署での食事 (ここを下痢しないで過ごせるか、年寄りにはきつい)

警察署の留置施設(留置場)食事、 中央署, 月島署(各2ヶ月)は同じ。

朝	主食(白米(冷たい)) 副食(胡物, 煮コブ) みそ汁(揚げ豆腐, 刺身)	パン(2個) + 弁当箱 パン(2個) パン(1袋) + 湯
昼	パン(コッパン) 副食(コロッケ, 煮物, 炒物) ジュース(乳飲料, 水ジュース, コーヒー, 乳ジュース)	パン(袋入), マガリン, ジャム(パン用) パン(袋入) 紙パック
夕	主食(白米(冷たい)) 副食(焼き魚, ハバーグ, 鳥の焼酎, 炒物) + 茶	
その他	平日昼は、¥500-で、コンビニ弁当 + カレー(カツカレー)弁当等をアイスで依頼する。	
また	裁判所, 検事調べで東京地検に行く時は、昼パンとマガリン, ジャム + ジュースで片手錠での食事をする。	

冷や飯の食べ方; 一番に、椀に湯を注ぎ味噌汁の素を入れ、その中に適量の冷や飯を入れる。
(若者が多く数人で素早く食事することのプレッシャーに負けないで、ゆっくりとした食事を頑張ること。これができないと胃腸の調子を崩す。病気を併発する、早く出してほしくなる。)

接見：原則弁護士以外は接見禁止が最後まで続く
理由が付けば、妻との接見は1～2回/月が許可される。

弁護士との接見：

警察署（取調の期間）：ほぼ毎日、30～60分

メモを写すことも可能、警察官の立会なし

（その他の留置期間）：2～3日おきに接見

拘置所（7/10'20から2/5/'21）：2～3回/週で、30～70分

メモは見せることはできるが、写すことはできない

- ・東京拘置所;書類・書籍は入れることはできるが出せない（すべて検閲される）。
- ・手紙等はすべて検閲され、弁護士宛のみ許される。

家族との接見

警察署：母の葬儀後の行事、家の建設進行の相談等で、妻に2回/月程度の許可が下りる
息子に対し精神的病気診断書を持って1回30分の接見が許される。

実際は、警察官立会有で、25分程度。

拘置所;同様の理由で、妻に1～2回/月程度の接見許可が下りる。

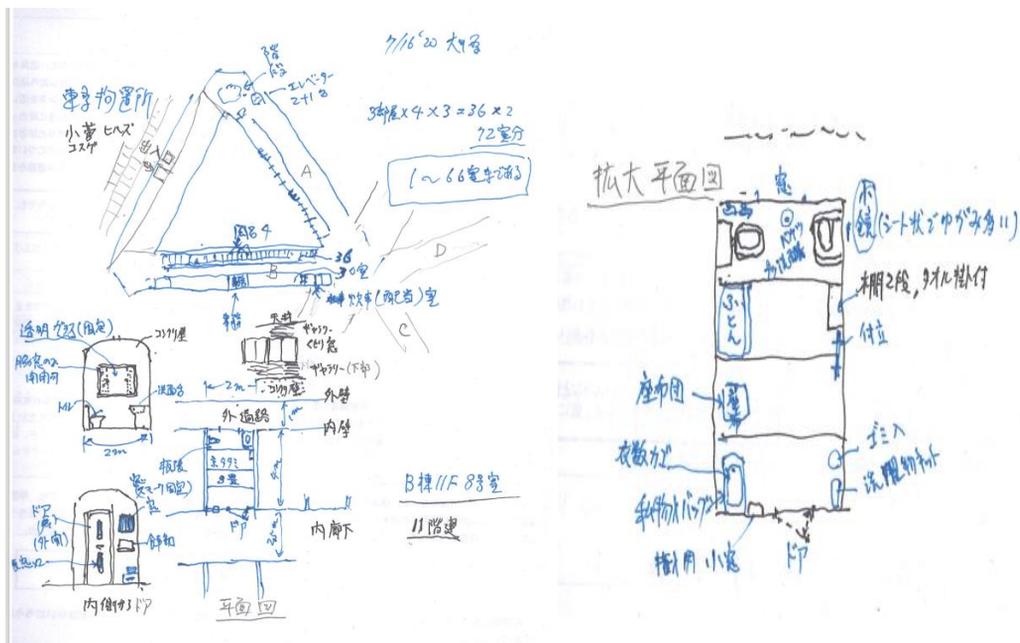
接見管理官同席で、20分以内。これに合わせ、衣類等の差入、宅下げを行う。



東京拘置所（ここに7か月）

● 居室場所（保釈後判明）

● 面会場所



東京拘置所の内部（入所初期7/16'20）の記録

東京拘置所入所検査（特捜事件ではここから行われる。）

- 警察署留置所での荷物を手錠のまま持って、検査場に入る。
- 荷物を所定場所に置き、手錠を外されボックス内で待機。
- **指紋、顔写真、撮影後、医師による問診、全裸での身体検査（実に3回目）**
- 部屋に持っていくものと預けるもの（領置品）を分ける。
- 部屋持ち込み品の検査後、キャリーバッグに詰めて部屋へ移動。
- 部屋の生活について、服装、買い物などの指導書を受領。
- トイレの水洗の使用は7：00から21：00まで、その後は汲み置き水で流す。
- 翌日診療所にて血圧検査と問診、薬3種を2週分受領

東京拘置所の単独室のイメージ



京量 3 畳分とトイレ・洗面の板敷き 1 畳分

原則机に向かって座り続け、歩き回りや運動は、
運動時間以外は禁止。

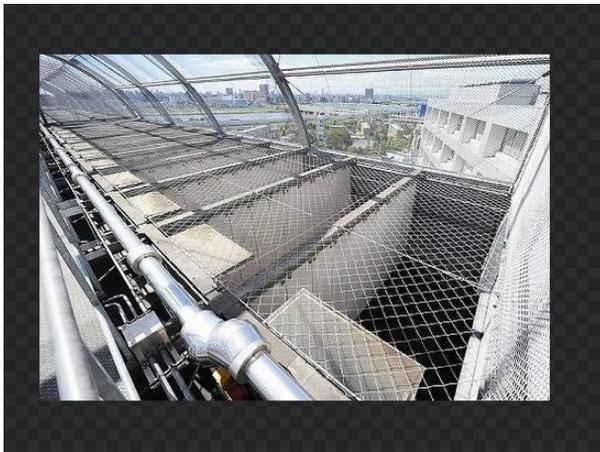
このほか、布団セット、持ち物入れバッグがあり、
体を動かすスペースは少ない。

夜間も監視のため薄明かり（本は十分読める程度
だが禁止）はついたまま。これがきつい！

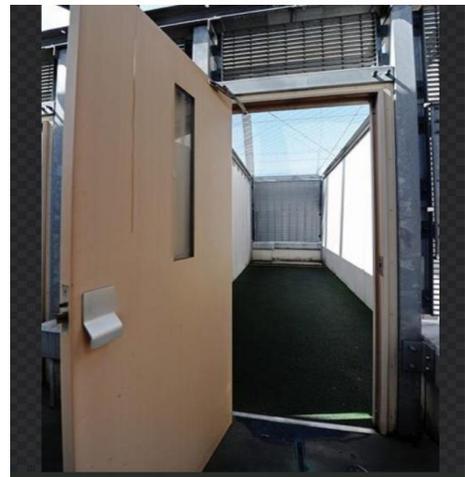


内側廊下

監視員が常時巡回しており、部屋が乱雑であつたり、横になつたりしているとすぐに注意される。移動、食事時の配給など、全て廊下側の扉と食事口から行われる



上部から見た運動室（鳥かごの中）
2.0X6.0の緑の絨毯様の敷物、雨が降るとなかなか乾かないのでお休み。
この時のみ、爪切りの貸与あり。



運動室；入口窓太と上部廊下より、巡回監視の中で、約 2 5 分運動。

単独室（居室）



この絵にないのは、シーツと洗濯物干し、チリ紙、私物の本・雑誌類（入れたが最後捨てるか、出所時に持ち出すしかない）。



朝食の定番（玄米麦ごはん+味噌汁+おしんこ+ふりかけ）。
温かいご飯と具沢山の味噌汁がおいしい。

- ・居室は3畳+1畳分の板の間（トイレと洗面台置き場）
- ・シーツと枕カバーの交換は2週ごと
- ・トイレトペーパーとティッシュペーパーは、配給されたチリ紙を折り畳んで使用。
- ・洗濯出しは、下着のみ可能。
- ・新聞1紙、食料品、文房具は購入可能。

東京拘置所の一日の時間割

東京拘置所の時間割

7/10/20

	平日	休日
起床	7:00	7:30
点検	7:15	7:50
朝食	7:25 概2	8:00 概2
午後勉強	8:45	8:45
昼食	11:50	11:50
午睡	12:10	12:10
	14:45	14:45
夕食	16:20	16:20
点検	16:40	16:40
仮就寝	17:00	17:00
就寝	21:00	21:00

風呂：夏3回/週、秋冬2回/週（15分）
屋外運動：平日の毎日；部屋を出て戻るまで（30分）
いずれも希望者のみ。鳥かごの中でひたすら歩く。

購入品
食品(火木)、牛乳(水)
雑誌(金)

食器3枚 - 板大小、皿
食器2枚 - 板大、皿
おかん2枚 - 板大小
おかん1枚 - 板大
食卓ゴミは毎週回収
紙コップは別置。

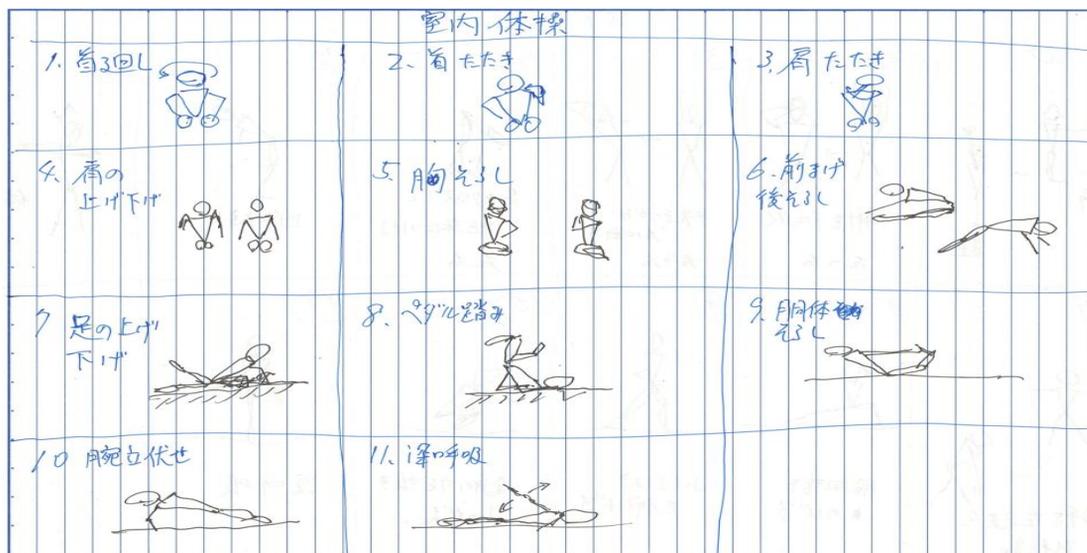
本や雑誌の差入

- 本や雑誌は1回5種類まで、弁護士を通して週1回許される。そして、すべて検閲後となる。ただし、書き込みや、折り目が付いたものは差入は不可となる。
- 新聞は全国紙1紙が取れ、一部黒塗りされることがあるが、昼過ぎには、手に入る。
- 弁護士宛の手紙のみ許されるが、全て検閲され、秘密めいた書類？は許可されない。
- こちらが作成した書類は、弁護士に見せることはできるが、弁護士が写真など取ることは許されない。
- 拘置所を出るとき全てを持って出ることになる。(50kg以上)

東京拘置所;ストレッチング (午前9時前 (繰り返しで10分くらい))



東京拘置所;室内体操 (午後3時前、繰返して約10分)



東京拘置所の食事 (健康的であり、まずくはない)

東京拘置所の食事 平皿 , 椀大 , 椀小 , 丼椀

朝 主食(玄米+麦(暖かい)) + 漬物 + みそ汁(具は多い), 週2回納豆付,

昼 主食(同上) 又は 週2回パン(カップパン)
 副食: 肉類 又は 魚 + 煮物 or 炒物

夜 主食(丼椀(玄米+麦(暖かい))) + 汁物
 副食: 肉類 又は 魚 + 煮物 or 炒物

週2回 米3000以内で食料(パック煮物, ふりかけ, 納豆, 果物, 4-7, 菓子類等)を
 購入し、食事時 他 10時, 3時, 5時以後に食料をいただきます。

年越しのお菓子とそばと、ミカンの支給 (12/30, 12/31'20)

東京拘置所 正月お重の支給 (1/1'21)

東京拘置所 12/30'20 支給 (補給)
12/20



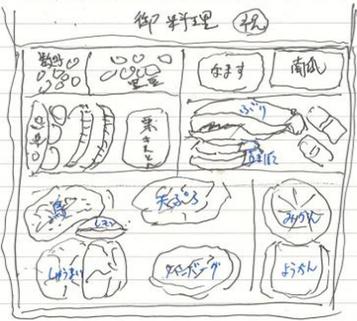
1. 餅太郎 (特) 菓道 / 横須賀
2. ベビスターン (特) おおの かんぱー / 三重
3. ビジ大虎 (ミ)
4. プラザサンダー 有楽堂菓(株) / 愛知
5. スカフ菓子 うめ降傘餅 以心(特)やみん(特) / 茨城
6. ガミックスサンダー (ビスト) 宝製菓(特) / 横浜

12/31'20 支給 年越蕎麦 (特) 299 エムデリカ 埼玉東越谷
12/31'20 石臼挽きそば 五割そば蕎麦

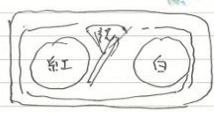


12/31'20 今
いわさく(みかん) 支給

東京拘置所 1/1'21 支給



- 1 数の子
- 2 煮豆
- 3 餅代えどら 1
- 4 栗いも 3
- 5 だて巻 - 2
- 6 栗汁 1
- 7 栗ます
- 8 南瓜煮 かぼちゃ
- 9 煮魚 ぶり煮
- 10 柿餅 紅白
- 11 こしご巻 2
- 12 鳥香味焼 レンコン
- 13 じゃがいも 2
- 14 天ぷら 3-翅揚げ 1
- 15 ハンバーグ
- 16 みかん
- 17 お餅



紅白 まんじゅう

朝日新聞の記事 2022.04.21

- 経済安全保障は最小限の弱い部分の補強をすること
- 強い部分を見出して、世界の中で評価される経済的な側面を持つこと
- 中小企業の技術力・開発力が強いのも、モノづくり日本の特徴
- 国外に出る技術はほとんどが周回遅れの技術
- そこを止めることに気を取られていたら、前や横の進展・進歩についていけずに、世界の中では取り残される



まとめと御礼-1/3

- 事件（外為法）とならないために、
 1. あいまいな規制法令は、当局に問い合わせをすること。返事がなくても良いのでその写真を取っておくこと。（当局は味方でも敵でもない）
 2. 当局からの問い合わせには、速やかに答えること。（内容はともかく、答える姿勢をすること）
- 曖昧な場合（可能性がある、おそれがある、できることがある、など、いわゆる恐れ条項の規制の場合）は、該当しないと思っていなくても、一度は許可申請、届出等を行うこと。
- 警察の問い合わせには、用心して答えること。都合の良いことをつなぎ合わせて捜査メモを作ることは当たり前と思って答えること。そうでないと裁判で公表され、被疑者や世間からの信用を無くすることになる。
- 警察は客観的証拠も作ることは簡単、ましてや、主観的なことはいとも簡単に作り上げることができる集団であることを、頭の中においておくこと。

まとめと御礼-2/3

- 公安事件・特捜事件となった時（人質司法）の対応
- 落ち着いて、信頼できる弁護士に相談すること。
- 任意の取調であっても、日本では弁護士の立会や録音などは、警察は許さないの、何とか録音すること。（携帯電話の2～3台持ちなど）。録音しても違法とされない。
- 検察の任意の事情聴取であっても、録音はすること。
- 取り調べに協力する姿勢は大事であるが、あいまいな答えはできるだけしないこと。
- 逮捕後、相手は犯罪者と決めつけてのことで覚悟して、黙秘をし、無罪を勝ち取ろうとしたら、“少しでも、一部でも認めたら負け”“反論したら負け”と思って臨むこと
- 警察からの“仲間の話”や“専門家の話”は、ほとんど嘘と心得て対応すること。
- 警察、検察も容疑者を作るのが仕事、裁くのは裁判官であり、裁判では弁護人の発言、書類が全てを決する。
- 逮捕され拘留中は、とにかく健康を保つこと。冷や飯と警察取調・検事取調、自由のない時間は、精神的にも肉体的にもきつい。（日本は人質司法と覚悟の事）

まとめと御礼-3/3

- 国賠訴訟は2023年12/27日に東京地裁の判決がありました。
現役警官の”事件は捏造”との発言で、当方が有利とのことでしたが、裁判長は、過失の重さで警察と検事の違法性は認めたものの、故意までは踏み込みませんでした、が、一応の勝利判決となりました。
- 当方は謝罪と判決の受け入れを望みましたが、国・都とも控訴し、対抗のためにこちらも控訴しました。今後1年間ほど高裁で審議される予定です。
- 事件の事は；”Call 4 大川原化工機”と検索してください。
弁護士より詳細の資料が出されております。
- 今日はお話を聞いていただきありがとうございます。

【参考資料 2】

知の市場の受講への誘い

公開講座「知の市場」は、毎年、多数の科目を開講して広く社会に公開することによって、これまで数十年にわたり、多様な背景を持つ多くの方々に教育・学習の機会や自己研鑽の機会を提供してきました。詳細については、知の市場ホームページ <http://www.chinoichiba.org/> からご確認いただくことができますが、引き続き 2025 年度も次ページ以降にある通り、多彩な科目を開講することとしています。

本日 2025 年 2 月 28 日の座談会で取り上げた内容については、さらに論議を深める必要があるのみならず、より広い視点から論ずる意味は大きいと思われるので、2025 年度に知の市場で開講するそれぞれの科目の中で取り上げられるものと思料いたしますが、その中でも特に科目「論議の輪」では、本日の論議も受け止めながら引き続き論議をして進めていく予定です。知の市場は自由に参加できる場ですので、ご関心をお持ちの方は、「論議の輪」はじめいずれの科目でも受講応募申込みをしてご参加いただくことが可能です。

公開講座「知の市場」の機関別開講科目一覧

諸々の事情により状況が流動的ですので、各科目の詳細な情報や開講に関する最新の情報を、各開講機関のホームページなどで、必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

No.	科目名	連携機関	副題	曜日	時間
愛知・名古屋市立大学（1）最新医学 知の市場 開講機関：名古屋市立大学最新医学講座オープンカレッジ 会場：名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	最新医学講座オープンカレッジ 第1期講座・第2期講座	名古屋市立大学大学院医学研究科		金	18:30-20:00
北アルプス・蝶ヶ岳 知の市場 開講機関：名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所 会場：名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所					
41	雲上セミナー	名古屋市立大学蝶ヶ岳ボランティア診療所		夏季	
東京・幡ヶ谷 知の市場 開講機関：製品評価技術基盤機構 会場：製品評価技術基盤機構(京王新線幡ヶ谷駅)					
SE125	化学物質総合管理特論	製品評価技術基盤機構	化学物質に関するリスク評価とリスク管理の基礎知識(仮)	火	18:30-20:30
SE232	バイオ安全特論	製品評価技術基盤機構	微生物資源の活用とバイオ安全の基礎知識(仮)	木	18:30-20:30
大阪・住之江 知の市場 開講機関：製品評価技術基盤機構 会場：製品評価技術基盤機構製品安全センター					
SK441	製品総合管理特論	製品評価技術基盤機構	製品安全対策の基礎知識(仮)	金	18:00-20:00
東京・茗荷谷 知の市場 開講機関：化学工学会SCE・Net Zoomによるリモート開講					
VT465c	原子力・放射能基礎論c	化学工学会SCE・Net	原子力と放射線の今、そしてこれから	土集中	13:00-17:10
リモート 知の市場 開講機関：知の市場 Zoomによるリモート開講					
GR578g	持続可能な日本への制度論(7)	新 社会技術革新学会	日本の経済成長の停滞と社会保障制度の係わりを検証しそのあり方を考察する	水集中	19:00-21:00
GR518g	比較イノベーション論事例研究(7)	新 社会技術革新学会	高度成長期イノベーションとITイノベーションの原理を比較検証してイノベーションの活性化を探る	水集中	19:00-21:00
GR591g	持続的経済成長論(7)	新 社会技術革新学会	長期停滞の原因、惹起された課題、および長期停滞の解決策を探る	水集中	21:00-23:00
GR435	現代調理科学入門	新 化学生物総合管理学会	健康的で美味しく安全な調理について科学的に理解しつつ、基本から最先端まで日々の食生活に役立つ知識と技術を学ぶ。	水集中	19:00-21:00
GR515e	規範科学事例研究5(論議の輪)	新 化学生物総合管理学会	文理融合の視点をもつ規範科学(レギュラトリーサイエンス)を健康・生活・経済・社会・地球へのリスクを例に論じる	水集中	19:00-21:00
GR577e	社会技術革新事例研究5(論議の輪)	新 社会技術革新学会	内外の多様な事例を検証し需要を創出し付加価値を生み出すイノベーションの成否を決する真髄を探る	水集中	19:00-21:00
GR821e	論議の輪(5)	新 社会技術革新学会 化学生物総合管理学会	参加者が創意工夫によって創りだす自己研鑽のための自由な意見交換の場	水集中	21:00-23:00
愛知・名古屋市立大学（2）学びなおし 知の市場 開講機関：名古屋市立大学大学院医学研究科 会場：名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	名市大医療・保健学びなおし講座 春季講座 3科目	名古屋市立大学大学院医学研究科		火-木	18:30-20:00
〇〇(出張先) 知の市場 開講機関：名古屋市立大学大学院医学研究科 会場：出張先未定(全国の複数箇所に出張して開講する予定)					
41	出張講座	新 名古屋市立大学大学院医学研究科		通期	
愛知・名古屋市立大学（3）実務教員 知の市場 開講機関：名古屋市立大学・中京大学 会場：名古屋市立大学山の畑キャンパス・川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
81	進化した実務家教員養成プログラム 基本コース	名古屋市立大学		前期	
東京・明治大学 知の市場 開講機関：明治大学リバティアカデミー 大学の対面での授業方針が出ていないため未定					
IT443a	安全学入門(未定)	明治大学リバティアカデミー	安全を総合的に、包括的に考える		
鳥取・倉吉 知の市場 開講機関：動物臨床医学研究所 Zoomによるオンライン講座(水曜日)または対面式(日曜日)					
ZY222	動物臨床医学事例研究	動物臨床医学研究所	臨床現場に有用な症例検討のあり方1	水	21:00-23:30
				日	9:30-16:50
東京・八重洲 知の市場 開講機関：東洋システム 会場：未定・Zoomによるオンライン開講を併用					
BT519	リチウムイオン二次電池論	東洋システム	リチウムイオン二次電池開発の歴史に見る技術革新の成否の要因	金	18:00-20:00

知の市場ホームページ <http://www.chinoichiba.org/>に、シラバス(講義内容)を掲載していますが、最新版のシラバスは各開講機関ホームページから確認してください。

◆問合せ◆ 各開講機関までお問い合わせください。問合せ先は、本リーフレットのリンク先もしくは知の市場ホームページからご確認ください。

2025年度 後期

公開講座「知の市場」の機関別開講科目一覧

諸々の事情により状況が流動的ですので、各科目の詳細な情報や開講に関する最新の情報を、各開講機関のホームページなどで、必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

No.	科目名	連携機関	副題	曜日	時間
愛知・名古屋市立大学（1）健康 知の市場 開講機関：名古屋市立大学最新医学講座オープンカレッジ 会場：名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	最新医学講座オープンカレッジ 第3期講座	名古屋市立大学大学院医学研究科		金	18:30-20:00
東京・幡ヶ谷 知の市場 開講機関：製品評価技術基盤機構 会場：製品評価技術基盤機構(京王新線幡ヶ谷駅)					
ST441	製品総合管理特論	製品評価技術基盤機構	製品安全対策の基礎知識（仮）	火	18:30-20:30
大阪・千里山 知の市場 開講機関：日本リスクマネージャーネットワーク・関西大学化学生命工学 Zoomによるリモート開講					
JK131c	防疫薬総合管理	日本環境動物昆虫学会	身近な生活・環境害虫防除ー世界をリードする防疫薬と害虫防除技術	月	17:30-19:30
リモート 知の市場 開講機関：知の市場 Zoomによるリモート開講					
GR578h	持続可能な日本への制度論（8）	新 社会技術革新学会	少子高齢化社会における財源問題を検証しつつ持続可能で豊かな社会を考える	水集中	21:00-23:00
GR518h	比較イノベーション論事例研究（8）	新 社会技術革新学会	高度成長期イノベーションとITイノベーションの原理を比較検証してイノベーションの活性化を探る	水集中	19:00-21:00
GR591h	持続的経済成長論（8）	新 社会技術革新学会	長期停滞の原因、惹起された課題、および長期停滞の解決策を探る	水集中	21:00-23:00
GR585	昆虫と感染症の歴史	新 防疫薬総合管理研究会	昆虫が世界の歴史を劇的に変えた色々な事例を検証し、人間と感染症と昆虫の係わりについて考察する。	水集中	19:00-21:00
GR515e	規範科学事例研究5（論議の輪）	新 化学生物総合管理学会	文理融合の視点をもつ規範科学（レガリティ・サイエンス）を健康・生活・経済・社会・地球へのリスクを例に論じる	水集中	21:00-23:00
GR577e	社会技術革新事例研究5（論議の輪）	新 社会技術革新学会	内外の多様な事例を検証し需要を創出し付加価値を生み出すイノベーションの成否を決する真髄を探る	水集中	21:00-23:00
GR821f	論議の輪(6)	新 社会技術革新学会 化学生物総合管理学会	参加者が創意工夫によって創り出す自己研鑽のための自由な意見交換の場	水集中	19:00-21:00
愛知・名古屋市立大学（2）学びなおし 知の市場 開講機関：名古屋市立大学大学院医学研究科 会場：名古屋市立大学川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
41	名市大医療・保健学びなおし講座 秋季講座3科目	名古屋市立大学大学院医学研究科		火・木	18:30-20:00
〇〇（出張先） 知の市場 開講機関：名古屋市立大学大学院医学研究科 会場：出張先未定(全国の複数箇所に出張して開講する予定)					
41	出張講座	新 名古屋市立大学大学院医学研究科		通期	
愛知・名古屋市立大学（3）実務教員 知の市場 開講機関：名古屋市立大学・中京大学 会場：名古屋市立大学山の畑キャンパス・川澄キャンパス(地下鉄桜山駅前)					
81	進化した実務家教員養成プログラム 経営実務専門コース	名古屋市立大学大学院経済学研究科 中京大学経済学部		後期	
81	減災医療専門コース	名古屋市立大学大学院医学研究科		後期	
愛知・中京大学 知の市場 開講機関：中京大学 会場：中京大学名古屋キャンパス(地下鉄八事駅)・豊田キャンパス(名鉄豊田線浄水駅)					
81	進化した実務家教員養成プログラム 心理カウンセリング専門コース	中京大学		後期	
81	スポーツ実務専門コース	中京大学		後期	
東京・明治大学 知の市場 開講機関：明治大学リバティアカデミー 大学の対面での授業方針が出ていないため未定					
IT443b	安全学各論(未定)	明治大学リバティアカデミー			
鳥取・倉吉 知の市場 開講機関：動物臨床医学研究所 Zoomによるオンライン講座(水曜日)または対面式(日曜日)					
ZY222	動物臨床医学事例研究	動物臨床医学研究所	臨床現場に有用な症例検討のあり方1	水 日	21:00-23:30 9:30-16:50

知の市場ホームページ <http://www.chinoichiba.org/>に、シラバス(講義内容)を掲載していますが、最新版のシラバスは各開講機関ホームページから確認してください。

◆問合せ◆ 各開講機関までお問合わせください。問合せ先は、本リーフレットリンク先もしくは知の市場ホームページからご確認ください。

知の市場第 16 回年次大会
化学生物総合管理学会・社会技術革新学会
春季討論集会(2025)予稿集

=====

発行者 特定非営利活動法人化学生物総合管理学会
社会技術革新学会
知の市場

発行日 2025 年 2 月 28 日 (金)

編 集 (共同編集)

特定非営利活動法人化学生物総合管理学会事務局

kagakus*cbims.net (*を@に直して送信してください)

<http://www.cbims.net/>

社会技術革新学会事務局

sgijutsu*s-innovation.org (*を@に直して送信してください)

<http://www.s-innovation.org/>

知の市場

chinoichiba1*gmail.com (*を@に直して送信してください)

<http://chinoichiba.org/index.html>

=====

本資料の一部または全部を、特定非営利活動法人化学生物総合管理学会・社会技術革新学会・知の市場又は原
著者に無断で複製、複写または転載することを固くお断りいたします。